(下線部分変更)

<株式等振替決済口座管理約款>

#### (この約款の趣旨)

第1条 この約款は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「振替法」といいます。)に基づく振替制度において取り扱う振替株式等(株式会社証券保管振替機構(以下「機構」といいます。)の「株式等の振替に関する業務規程」に定める「振替株式等」をいいます。以下同じ。)に係るお客様の口座(以下「振替決済口座」といいます。)を当社に開設するに際し、当社とお客様との間の権利義務関係を明確にするために定めるものです。

#### (振替決済口座)

- 第2条 振替決済口座は、振替法に基づく口座管理機関として当社が備え置く 振替口座簿において開設します。
- 2 振替決済口座には、振替法に基づき内訳区分を設けます。この場合において、質権の目的である振替株式等の記載<u>又は</u>記録をする内訳区分(以下「質権欄」といいます。)と、それ以外の振替株式等の記載<u>又は</u>記録をする内訳区分(以下「保有欄」といいます。)とを別に設けて開設します。
- 3 当社は、お客様が振替株式等についての権利を有するものに限り振替決済 口座に記載又は記録いたします。

#### (この約款の趣旨)

第1条

この約款は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「振替法」といいます。)に基づく振替制度において<u>取扱う</u>振替株式等(株式会社証券保管振替機構(以下「機構」といいます。)の「株式等の振替に関する業務規程」に定める「振替株式等」をいいます。以下同じ。)にかかるお客様の口座(以下「振替決済口座」といいます。)を当社に開設するに際し、当社とお客様との間の権利義務関係を明確にするために定めるものです。<u>また、振替株式等の範囲については、機</u>構の株式等の振替に関する業務規程に定めるものとします。

旧

#### (振替決済口座)

- 第2条 振替決済口座は、振替法に基づく口座管理機関として当社が備え置 く振替口座簿において開設します。
  - 2 振替決済口座には、振替法に基づき内訳区分を設けます。この場合において、質権の目的である振替株式等の記載<u>または</u>記録をする内訳区分(以下「質権欄」といいます。)と、それ以外の振替株式等の記載<u>または</u>記録をする内訳区分(以下「保有欄」といいます。)とを別に設けて開設します。
  - 3 当社は、お客様が振替株式等についての権利を有するものに限り振替決済口座に記載または記録いたします。

#### (振替決済口座の開設)

- 第3条 振替決済口座の開設に当たっては、あらかじめ、お客様から当社所定 の「振替決済口座設定申込書」によりお申し込みいただきます。その際、犯 罪による収益の移転防止に関する法律の規定に従い本人確認を行わせていた だきます。
- 2 当社は、お客様から「振替決済口座設定申込書」による振替決済口座開設 のお申し込みを受け、これを承諾したときは、遅滞なく振替決済口座を開設 し、お客様にその旨を連絡いたします。
- 3 振替決済口座は、この約款に定めるところによるほか、振替法その他の関 係法令及び機構の株式等の振替に関する業務規程その他の定めに従って取り 扱います。お客様には、これら法令諸規則及び機構が講ずる必要な措置並び に機構が定める機構の振替業の業務処理方法に従うことにつき約諾していた だき、本約款の交付をもって、当該約諾に係る書面の提出があったものとし て取り扱います。

#### (共通番号の届出)

**第3条の2** お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の | 第3条の2 利用等に関する法律(以下「番号法」といいます。) その他の関係法令等の定 めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号(番号法第2条第5項 に規定する個人番号又は同条第 15 項に規定する法人番号。以下同じ。) の通 知を受けたときその他番号法その他の関係法令等が定める場合に、お客様の 共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の 規定に従い本人確認を行わせていただきます。

#### (振替決済口座の開設)

- 第3条 振替決済口座の開設にあたっては、あらかじめ、お客様から当社所 定の申込書によりお申込みいただきます。その際、犯罪による収益 の移転防止に関する法律の規定にしたがい本人確認を行わせていた だきます。
  - 当社は、お客様から当社所定の申込書による振替決済口座開設のお 申込みを受け、これを承諾したときは、遅滞なく振替決済口座を開設 し、お客様にその旨を連絡いたします。
  - 振替決済口座は、この約款に定めるところによるほか、振替法その 他の関係法令および機構の株式等の振替に関する業務規程その他の 定めにしたがって取扱います。お客様には、これら法令諸規則および 機構が講ずる必要な措置ならびに機構が定める機構の振替業の業務 処理方法にしたがうことにつき約諾していただき、本約款の交付をも って、当該約諾にかかる書面の提出があったものとして取扱います。

#### (共通番号の届出)

お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利 用等に関する法律(以下「番号法」といいます。)その他の関係法令 等の定めにしたがって、振替決済口座を開設するとき、共通番号(番 号法第2条第5項に規定する個人番号または同条第15項に規定す る法人番号。以下同じ。)の通知を受けたときその他番号法その他の 関係法令等が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届出いた だきます。その際、番号法その他の関係法令の規定にしたがい本人 確認を行わせていただきます。

#### 旧

#### (契約期間等)

- **第4条** この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する12月末日までとします。
- 2 この契約は、お客様<u>又は</u>当社から<u>お申出</u>のない限り、期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。なお、継続後も同様とします。

#### (当社への届出事項)

- 第5条 「振替決済口座設定申込書」に押なつされた印影及び記載された氏名 又は名称、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、共通番 号等をもって、お届出の氏名又は名称、住所、生年月日、印鑑、共通番号等 とします。
- 2 お客様が、法律により株式等に<u>係る</u>名義書換の制限が行われている場合の外国人、外国法人等(以下「外国人等」といいます。)である場合には、前項の申込書を提出していただく際、その旨をお届出いただきます。この場合、「パスポート」、「外国人登録証明書」等の書類をご提出願うことがあります。

## (加入者情報の取扱いに関する同意)

第6条 当社は、原則として、振替決済口座に振替株式等に<u>係る</u>記載<u>又は</u>記録 第6条 がされた場合には、お客様の加入者情報(氏名<u>又は</u>名称、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、その他機構が定める事項。以下同じ。)について、株式等の振替制度に関して機構の定めるところにより<u>取り扱い</u>、機構に対して通知することにつき、ご同意いただいたものとして<u>取り扱いま</u>す。

#### (契約期間等)

- 第4条 この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する12月末日までとします。
  - 2 この契約は、お客様または当社から<u>申出</u>のない限り、期間満了日の 翌日から1年間継続されるものとします。なお、継続後も同様としま す。

#### (当社への届出事項)

- 第5条 <u>当社所定の申込書</u>に押なつされた印影<u>および</u>記載された氏名<u>または</u> 名称、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、共 通番号等をもって、お届出の氏名<u>または</u>名称、住所、生年月日、印 鑑、共通番号等とします。
  - 2 お客様が、法律により株式等に<u>かかる</u>名義書換の制限が行われている場合の外国人、外国法人等(以下「外国人等」といいます。)である場合には、前項の申込書を提出していただく際、その旨をお届出いただきます。この場合、「パスポート」、「在留カード」、「特別永住者証明書」等の書類をご提出願うことがあります。

## (加入者情報の取扱いに関する同意)

第6条 当社は、原則として、振替決済口座に振替株式等に<u>かかる</u>記載<u>また</u> <u>は</u>記録がされた場合には、お客様の加入者情報(氏名<u>または</u>名称、 住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、その他機 構が定める事項。以下同じ。)について、株式等の振替制度に関して 機構の定めるところにより<u>取扱い</u>、機構に対して通知することにつ き、ご同意いただいたものとして取扱います。

#### (加入者情報の他の口座管理機関への通知の同意)

第6条の2 当社が前条に基づき機構に通知した加入者情報(生年月日を除きます。)の内容は、機構を通じて、お客様が他の口座管理機関に振替決済口座を開設している場合の当該他の口座管理機関に対して通知される場合があることにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

#### (共通番号情報の取扱いに関する同意)

第7条 当社は、お客様の共通番号情報(氏名<u>又は</u>名称、住所、共通番号)に 第7条 ついて、株式等の振替制度に関して機構の定めるところにより<u>取り扱い</u>、機構、機構を通じて振替株式等の発行者<u>及び</u>受託者に対して通知することにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

## (発行者に対する代表者届又は代理人選任届その他の届出)

- **第8条** 当社は、お客様が、発行者に対する代表者届<u>又は</u>代理人選任届その他の届出を行うときは、当社にその取次ぎを委託することにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。
- 2 前項の発行者に対する届出の取次ぎは、お客様が新たに取得した振替株式、振替新株予約権付社債、振替新株予約権、振替投資口、振替新投資口予約権、振替優先出資、振替上場投資信託受益権又は振替受益権については、総株主通知、総新株予約権付社債権者通知、総新株予約権者通知、総投資主通知、総新投資口予約権者通知、総優先出資者通知若しくは総受益者通知(以下第26条において「総株主通知等」といいます。)又は個別株主通知、個別投資主通知若しくは個別優先出資者通知のときに行うことにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

旧

## (加入者情報の他の口座管理機関への通知の同意)

第6条の2

当社が前条に基づき機構に通知した加入者情報(生年月日を除きます。)の内容は、機構を通じて、お客様が他の口座管理機関に振替決済口座を開設している場合の当該他の口座管理機関に対して通知される場合があることにつき、ご同意いただいたものとして取扱います。

#### (共通番号情報の取扱いに関する同意)

第7条 当社は、お客様の共通番号情報(氏名<u>または</u>名称、住所、共通番号)について、株式等の振替制度に関して機構の定めるところにより<u>取</u>扱い、機構、機構を通じて振替株式等の発行者<u>および</u>受託者に対して通知することにつき、ご同意いただいたものとして取扱います。

## (発行者に対する代表者届または代理人選任届その他の届出)

- 第8条 当社は、お客様が、発行者に対する代表者届<u>または</u>代理人選任届その他の届出を行うときは、当社にその取次ぎを委託することにつき、 ご同意いただいたものとして取扱います。
  - 2 前項の発行者に対する届出の取次ぎは、お客様が新たに取得した振替株式、振替新株予約権付社債、振替新株予約権、振替投資口、振替新投資口予約権、振替優先出資、振替上場投資信託受益権<u>または</u>振替受益権については、総株主通知、総新株予約権付社債権者通知、総新株予約権者通知、総投資主通知、総新投資口予約権者通知、総優先出資者通知<u>もしくは</u>総受益者通知(以下第26条において「総株主通知等」といいます。)<u>または</u>個別株主通知、個別投資主通知<u>もしくは</u>個別優先出資者通知のときに行うことにつき、ご同意いただいたものと

#### (発行者に対する振替決済口座の所在の通知)

第9条 当社は、振替株式の発行者が会社法第 198 条第1項に規定する公告を ┃ した場合であって、当該発行者が情報提供請求を行うに際し、お客様が同法 第198条第1項に規定する株主又は登録株式質権者である旨を機構に通知し たときは、機構がお客様の振替決済口座の所在に関する事項を当該発行者に 通知することにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

新

#### (振替制度で指定されていない文字の取扱い)

に振替制度で指定されていない文字がある場合には、当社が振替制度で指定 された文字に変換することにつき、ご同意いただいたものとして取り扱いま す。

#### (振替の申請)

- 第11条 お客様は、振替決済口座に記載又は記録されている振替株式等につい て、次の各号に定める場合を除き、当社に対し、振替の申請をすることができ ます。
  - 1 差押えを受けたものその他の法令の規定により振替又はその申請を禁止 されたもの
  - 2 法令の規定により禁止された譲渡又は質入れに係るものその他機構が定 めるもの
  - 3 機構の定める振替制限日を振替日とするもの
- 2 お客様が振替の申請を行うに当たっては、その3営業日前までに、次に掲

(発行者に対する振替決済口座の所在の通知)

して取扱います。

第9条 当社は、振替株式の発行者が会社法第198条第1項に規定する公 告をした場合であって、当該発行者が情報提供請求を行うに際し、 お客様が同法第198条第1項に規定する株主または登録株式質権 者である旨を機構に通知したときは、機構がお客様の振替決済口座 の所在に関する事項を当該発行者に通知することにつき、ご同意い ただいたものとして取扱います。

旧

#### (振替制度で指定されていない文字の取扱い)

**第10条** お客様が当社に対して届出を行った氏名若しくは名称又は住所のうち │ 第10条 お客様が当社に対して届出を行った氏名もしくは名称または住所の うちに振替制度で指定されていない文字がある場合には、当社が振 替制度で指定された文字に変換することにつき、ご同意いただいた<br /> ものとして取扱います。

#### (振替の申請)

- 第11条 お客様は、振替決済口座に記載または記録されている振替株式等に ついて、次の各号に定める場合を除き、当社に対し、振替の申請を することができます。
  - (1) 差押えを受けたものその他の法令の規定により振替またはその申 請を禁止されたもの
  - (2) 法令の規定により禁止された譲渡または質入れにかかるものその 他機構が定めるもの
  - (3)機構の定める振替制限日を振替日とするもの
  - お客様が振替の申請を行うにあたっては、その3営業日前までに、

旧

げる事項を当社所定の依頼書に記入の上、届出の印章(<u>又は</u>署名)により記 名押印(又は署名)してご提出ください。

- 1 当該振替において減少<u>及び</u>増加の記載<u>又は</u>記録がされるべき振替株式等 の銘柄及び数量
- 2 お客様の振替決済口座において減少の記載<u>又は</u>記録がされるのが、保有欄か質権欄かの別
- 3 前号の振替決済口座において減少の記載<u>又は</u>記録がされるのが質権欄である場合には、当該記載<u>又は</u>記録がされるべき振替株式等についての株主、新株予約権付社債権者、新株予約権者、投資主、新投資口予約権者、優先出資者<u>又は</u>受益者(以下本条において「株主等」といいます。)の氏名<u>又は</u>名称及び住所並びに第1号の数量のうち当該株主等ごとの数量
- 4 特別株主、特別投資主、特別優先出資者<u>若しくは</u>特別受益者(以下本条において「特別株主等」といいます。)の氏名<u>又は</u>名称<u>及び</u>住所<u>並びに</u>第1号の数量のうち当該特別株主等ごとの数量
- 5 振替先口座
- 6 振替先口座において、増加の記載<u>又は</u>記録がされるのが、保有欄か質権欄 かの別
- 7 前号の口座において増加の記載<u>又は</u>記録がされるのが質権欄である場合には、振替数量のうち株主等ごとの数量<u>並びに</u>当該株主等の氏名<u>又は</u>名称 及び住所並びに株主が機構が定める外国人保有制限銘柄の直接外国人であること等
- 8 振替を行う日
- 3 前項第1号の数量のうち振替上場投資信託受益権の数量にあっては、その 振替上場投資信託受益権の1口の整数倍となるよう提示しなければなりませ ん。

次に掲げる事項を当社所定の依頼書に記入の<u>うえ</u>、届出の印章(<u>また</u>は署名)により記名押印(または署名)してご提出ください。

- (1) 当該振替において減少<u>および</u>増加の記載<u>または</u>記録がされるべき 振替株式等の銘柄および数量
- (2) お客様の振替決済口座において減少の記載<u>または</u>記録がされるのが、保有欄か質権欄かの別
- (3) 前号の振替決済口座において減少の記載<u>または</u>記録がされるのが 質権欄である場合には、当該記載<u>または</u>記録がされるべき振替株 式等についての株主、新株予約権付社債権者、新株予約権者、投 資主、新投資口予約権者、優先出資者<u>または</u>受益者(以下本条に おいて「株主等」といいます。)の氏名<u>または</u>名称および住所なら びに第1号の数量のうち当該株主等ごとの数量
- (4) 特別株主、特別投資主、特別優先出資者<u>もしくは</u>特別受益者(以下本条において「特別株主等」といいます。)の氏名<u>または</u>名称<u>および</u>住所<u>ならびに</u>第1号の数量のうち当該特別株主等ごとの数量
- <u>(5)</u>振替先口座
- (6) 振替先口座において、増加の記載<u>または</u>記録がされるのが、保有 欄か質権欄かの別
- (7) 前号の口座において増加の記載<u>または</u>記録がされるのが質権欄である場合には、振替数量のうち株主等ごとの数量<u>ならびに</u>当該株主等の氏名<u>または</u>名称<u>および</u>住所<u>ならびに</u>株主が機構が定める外国人保有制限銘柄の直接外国人であること等
- <u>(8)</u>振替を行う日
- 3 前項第1号の数量のうち振替上場投資信託受益権の数量にあっては、その振替上場投資信託受益権の1口の整数倍となるよう提示しなければなりません。

- 4 振替の申請が、振替決済口座の内訳区分間の場合には、第2項第5号の提 示は必要ありません。また、同項第6号については、「振替先口座」を「お客 様の振替決済口座」として提示してください。
- 5 当社に振替株式等の買取りを請求される場合、前各項の手続きを待たずに 振替株式等の振替の申請があったものとして取り扱います。
- 6 第2項の振替の申請(振替先欄が保有欄であるものに限ります。)を行うお 客様は、振替株式、振替投資口、振替優先出資、振替上場投資信託受益権又 は振替受益権を同項第5号の振替先口座の他の加入者に担保の目的で譲り渡 す場合には、当社に対し、当該振替の申請に際して当該振替株式、振替投資 口、振替優先出資、振替上場投資信託受益権又は振替受益権の株主、投資主、 優先出資者若しくは受益者の氏名又は名称及び住所を示し、当該事項を当該 振替先口座を開設する口座管理機関に通知することを請求することができま す。

#### (他の口座管理機関への振替)

- 第12条 当社は、お客様からお申出があった場合には、他の口座管理機関へ振 **替を行うことができます。**
- 2 前項において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ当社 所定の振替依頼書によりお申し込みください。

#### (担保の設定)

第13条 お客様の振替株式等について、担保を設定される場合は、当社所定の 手続きにより振替を行います。

## (登録質権者となるべき旨のお申出)

**第14条** お客様が質権者である場合には、お客様の振替決済口座の質権欄に記|第14条 お客様が質権者である場合には、お客様の振替決済口座の質権欄に

- 旧
- 振替の申請が、振替決済口座の内訳区分間の場合には、第2項第5 号の提示は必要ありません。また、同項第6号については、「振替先 口座」を「お客様の振替決済口座」として提示してください。
- 当社に振替株式等の買取を請求される場合、前各項の手続きを待た ずに振替株式等の振替の申請があったものとして取扱います。
- 第2項の振替の申請(振替先欄が保有欄であるものに限ります。)を 行うお客様は、振替株式、振替投資口、振替優先出資、振替上場投資 信託受益権または振替受益権を同項第5号の振替先口座の他の加入 者に担保の目的で譲り渡す場合には、当社に対し、当該振替の申請に 際して当該振替株式、振替投資口、振替優先出資、振替上場投資信託 受益権または振替受益権の株主、投資主、優先出資者もしくは受益者 の氏名または名称および住所を示し、当該事項を当該振替先口座を開 設する口座管理機関に通知することを請求することができます。

#### (他の口座管理機関への振替)

- 第12条 当社は、お客様からお申出があった場合には、他の口座管理機関へ 振替を行うことができます。
  - 前項において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじ め当社所定の振替依頼書によりお申込みください。

## (担保の設定)

第13条 お客様の振替株式等について、担保を設定される場合は、当社所定 の手続きにより振替を行います。

#### (登録質権者となるべき旨の申出)

載<u>又は</u>記録されている質権の目的である振替株式、振替投資口<u>又は</u>振替優先 出資について、当社に対し、登録株式質権者、登録投資口質権者<u>又は</u>登録優 先出資質権者となるべき旨のお申出をすることができます。

#### (担保株式等の取扱い)

- 第15条 お客様は、その振替決済口座の保有欄に記載<u>又は</u>記録がされている担保の目的で譲り受けた振替株式、振替投資口、振替優先出資、振替上場投資信託受益権<u>又は</u>振替受益権について、当社に対し、特別株主の申出、特別投資主の申出、特別優先出資者の申出<u>又は</u>特別受益者の申出をすることができます。
- 2 お客様は、振替の申請における振替元口座又は振替先口座の加入者である場合には、機構に対する当該申請により当該振替先口座に増加の記載又は記録がされた担保株式、担保投資口、担保優先出資、担保新株予約権付社債、担保新株予約権、担保新投資口予約権、担保上場投資信託受益権及び担保受益権又は株式買取請求に係る振替株式、投資口買取請求に係る振替投資口、新株予約権付社債買取請求に係る振替新株予約権付社債、新株予約権買取請求に係る振替新株予約権付社債、新株予約権買取請求に係る振替新株予約権受工新投資口予約権(以下「担保株式等」といいます。)の届出をしようとするときは、当社に対し、担保株式等の届出の取次ぎの請求をしていただきます。
- 3 お客様は、担保株式等の届出の記録における振替元口座<u>又は</u>振替先口座の加入者である場合には、当該記録に<u>係る</u>担保株式等についての担保解除等により当該記録における振替先口座に当該担保株式等の数量についての記載<u>又</u>は記録がなくなったとき又は当該記録に係る株式買取請求に係る振替株式、

旧

記載<u>または</u>記録されている質権の目的である振替株式、振替投資口<u>または</u>振替優先出資について、当社に対し、登録株式質権者、登録投資口質権者<u>または</u>登録優先出資質権者となるべき旨のお申出をすることができます。

#### (担保株式等の取扱い)

- 第15条 お客様は、その振替決済口座の保有欄に記載<u>または</u>記録がされている担保の目的で譲り受けた振替株式、振替投資口、振替優先出資、振替上場投資信託受益権<u>または</u>振替受益権について、当社に対し、特別株主の申出、特別投資主の申出、特別優先出資者の申出<u>または</u>特別受益者の申出をすることができます。
  - 2 お客様は、振替の申請における振替元口座<u>または</u>振替先口座の加入 者である場合には、機構に対する当該申請により当該振替先口座に増 加の記載<u>または</u>記録がされた担保株式、担保投資口、担保優先出資、 担保新株予約権付社債、担保新株予約権、担保新投資口予約権、担保 上場投資信託受益権<u>および</u>担保受益権<u>または</u>株式買取請求に<u>かかる</u> 振替株式、投資口買取請求に<u>かかる</u>振替投資口、新株予約権付社債買 取請求に<u>かかる</u>振替新株予約権付社債、新株予約権買取請求に<u>かかる</u> 振替新株予約権<u>および</u>新投資口予約権買取請求に<u>かかる</u>振替新投資 口予約権(以下「担保株式等」といいます。)の届出をしようとする ときは、当社に対し、担保株式等の届出の取次ぎの請求をしていただ きます。
  - 3 お客様は、担保株式等の届出の記録における振替元口座<u>または</u>振替 先口座の加入者である場合には、当該記録に<u>かかる</u>担保株式等につい ての担保解除等により当該記録における振替先口座に当該担保株式 等の数量についての記載または記録がなくなったときまたは当該記

IΗ

投資口買取請求に係る振替投資口、新株予約権付社債買取請求に係る振替新 株予約権付社債、新株予約権買取請求に係る振替新株予約権<u>若しくは</u>新投資 口予約権買取請求に<u>係る</u>振替新投資口予約権についてその買取りの効力が生 じたとき<u>若しくは</u>その買取請求の撤回の承諾後に当該記録における振替先口 座に当該振替株式、当該振替投資口、当該振替新株予約権付社債、当該振替 新株予約権<u>若しくは</u>当該振替新投資口予約権の数についての記載<u>若しくは</u>記 録がなくなったときは、当社に対し、遅滞なく、機構に対する担保株式等の 届出の記録の解除の届出の取次ぎの請求をしていただきます。

(担保設定者となるべき旨のお申出)

- 第16条 お客様が質権設定者になろうとする場合で、質権者となる者にその旨の申出をしようとするときは、質権者となる者の振替決済口座の質権欄に記載<u>又は</u>記録されている質権の目的である振替株式等(登録質の場合は振替株式、振替投資口<u>又は</u>振替優先出資)について、当社に対し、振替株式等の質権設定者(登録質の場合は登録株式質権設定者、登録投資口質権設定者<u>又は</u>登録優先出資質権設定者)となるべき旨の申出の取次ぎを請求することができます。
- 2 お客様が特別株主、特別投資主、特別優先出資者<u>又は</u>特別受益者になろうとする場合で、担保権者となる者にその旨の申出をしようとするときは、担保権者となる者の振替決済口座の保有欄に記載<u>又は</u>記録されている担保の目的である振替株式、振替投資口、振替優先出資、振替上場投資信託受益権<u>又</u> <u>は</u>振替受益権について、当社に対し、特別株主、特別投資主、特別優先出資 者又は特別受益者となるべき旨の申出の取次ぎを請求することができます。

録に<u>かかる</u>株式買取請求に<u>かかる</u>振替株式、投資口買取請求に<u>かかる</u>振替投資口、新株予約権付社債買取請求<u>にかかる</u>振替新株予約権付社債、新株予約権買取請求に<u>かかる</u>振替新株予約権<u>もしく</u>は新投資口予約権買取請求に<u>かかる</u>振替新投資口予約権についてその買取りの効力が生じたとき<u>もしくは</u>その買取請求の撤回の承諾後に当該記録における振替先口座に当該振替株式、当該振替投資口、当該振替新株予約権付社債、当該振替新株予約権<u>もしくは</u>当該振替新投資口予約権の数についての記載<u>もしくは</u>記録がなくなったときは、当社に対し、遅滞なく、機構に対する担保株式等の届出の記録の解除の届出の取次ぎの請求をしていただきます。

#### (担保設定者となるべき旨の申出)

- 第16条 お客様が質権設定者になろうとする場合で、質権者となる者にその 旨の申出をしようとするときは、質権者となる者の振替決済口座の 質権欄に記載<u>または</u>記録されている質権の目的である振替株式等 (登録質の場合は振替株式、振替投資口<u>または</u>振替優先出資) につ いて、当社に対し、振替株式等の質権設定者(登録質の場合は登録 株式質権設定者、登録投資口質権設定者<u>または</u>登録優先出資質権設 定者)となるべき旨の申出の取次ぎを請求することができます。
  - 2 お客様が特別株主、特別投資主、特別優先出資者<u>または</u>特別受益者 になろうとする場合で、担保権者となる者にその旨の申出をしようと するときは、担保権者となる者の振替決済口座の保有欄に記載<u>または</u> 記録されている担保の目的である振替株式、振替投資口、振替優先出 資、振替上場投資信託受益権<u>または</u>振替受益権について、当社に対し、 特別株主、特別投資主、特別優先出資者<u>または</u>特別受益者となるべき 旨の申出の取次ぎを請求することができます。

新	旧
	(新 設)
第16条の2 当社が、お客様による権利確定日(権利確定日が休業日である場	(//)
合にはその前営業日をいいます。以下本条において同じ。)を受渡日とする上	
場株券等(取引所金融商品市場に上場されている株券、優先出資証券、投資	
信託受益証券、投資証券又は受益証券発行信託の受益証券をいいます。以下	
本条において同じ。)の買付けに関し、当社所定の決済時限までに渡方金融商	
品取引業者又は渡方登録金融機関から当社に対し当該買い付けた上場株券等	
の引渡しが行われないこと(以下「フェイル」といいます。)を確認した場合	
について、当該権利確定日に係るお客様の株主等(株主、優先出資者、受益	
権者又は投資主をいいます。以下本条において同じ。)としての権利を保全す	
るため、お客様は当社との間で次の各号に定める事項について同意するもの	
とします。	
1 当社が、お客様から当該権利確定日において当社に対し、当該上場株券等	
の借入れの申込みがあったものとすること	
2 前号のお客様からの申込みに対し、当社は、お客様の株主等としての権利	
を保全するために可能な範囲で承諾すること(需給状況等により、当社は	
お客様からの当該上場株券等の借入れの申込みを承諾しない場合がありま	
<u>す。)及び本件貸借取引(前号のお客様からの申込みに対し、本号により成</u>	
立した貸借取引をいいます。次号において同じ。)に関しては個別の株券等	
貸借取引契約を締結することなく本特約の定めに従い処理されること	
3 本件貸借取引の貸借期間は、当該権利確定日からその翌営業日までの間と	
し、お客様の貸借料は無償とすること	
4 当社は、日本証券金融株式会社からフェイルとなった上場株券等と同種、	
同量の上場株券等を借り入れ、当該権利確定日からその翌営業日までの間、	
お客様に貸し出すこと	
5 お客様は、当社が貸し出した上場株券等を担保として当社に提供すること	

新	旧
及び当社がお客様から担保として受け入れた上場株券等を前号記載の当社	
による借入の担保として日本証券金融株式会社に差し入れること	
6 権利確定日の翌営業日に、当社はお客様から担保として提供を受けた上場	
株券等を返還し、お客様は当社から借り入れた当該上場株券等を当社に返	
済すること	
7 第4号及び第5号に掲げる上場株券等の貸出しと担保としての提供は同	
時に行われるものとし、お客様、当社及び日本証券金融株式会社の振替決	
済口座の振替により行うこと。また、前号の担保として提供を受けた上場	
株券等の返還と借り入れた上場株券等の返済は、担保として提供を受けた	
上場株券等をもって借り入れた上場株券等の返済に充当することにより行	
うこととし、これにより担保の目的物である上場株券等の返還債務と借入	
れの目的物である上場株券等の返済債務が全て履行されたものとみなし、	
当社がお客様から担保として提供を受けた上場株券等の担保権は合意解除	
<u>すること</u>	
2 次の各号に掲げる事由がお客様又は当社のいずれか一方に発生したことに	
より、当社がお客様から担保として提供を受けた上場株券等を当社が返還す	

- 2 次の各号に掲げる事由がお客様又は当社のいずれか一方に発生したことにより、当社がお客様から担保として提供を受けた上場株券等を当社が返還することができなくなった場合又は当社がお客様に貸し出した上場株券等をお客様が返済できなくなった場合、当社がお客様から提供を受けた上場株券等に係る返還請求権と当社がお客様に貸し出した株券等貸借取引の貸出しに係る返済請求権とを相殺するものとします。
- 1 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は特別清算開始の申立てがあったとき
- 2 解散の決議を行いその他解散の効力が生じたとき
- 3 租税公課の滞納により差押えを受けたとき
- 4 支払を停止したとき
- 5 本特約上相手方に対して有する上場株券等の返還請求権若しくは返済請

_		
	新	旧
	求権に対して保全差押え又は差押えの命令、通知が発送されたとき、又は	
	当該返還請求権若しくは返済請求権の譲渡又は質権設定の通知が発送され	
	たとき	

- 6 手形交換所又は電子記録債権法第2条第2項に規定する電子債権記録機関 の取引停止処分を受けたとき
- 7 自己の責めに帰すべき事由によりその所在が不明となったとき
- 8 書面により、本特約上相手方に対して負う債務の存在を一部でも否認し、 又は支払能力がないことを認めたとき
- **3** 第1項及び第2項に基づく双方の一切の権利は、相手方の同意を得た場合 を除き、第三者に譲渡又は質入れすることはできません。
- 4 お客様から担保として提供を受けた上場株券等について、当社及び当社が 当該上場株券等を担保提供した日本証券金融株式会社は、機構の定めるとこ ろにより、お客様を権利確定日における株主等として確定するための手続き を行います。
- 5 お客様が当社との間で本件特約とは別に「株券等貸借取引に関する基本契約書」を締結している場合でも、第1項からから第4項、第6項及び第7項の取扱いが優先して適用されます。ただし、これらの取扱いを希望されない場合には、お客様は、いつでもその旨を当社に申し出ることができます。
- 6 第1項に基づき、当社がお客様に対しフェイルとなった上場株券等を貸し出した場合には、当社は、約定日、銘柄名、貸出数量及び貸出期間に加えお客様名及び当社名を記載した書面(お客様から担保として提供された上場株券等について、第1項第5号に基づき日本証券金融株式会社に対し当社が担保として提供した上場株券等の種類、銘柄及び株式数を記載した書面を含みます。以下「貸出報告書」といいます。)を交付いたします。(電磁的方法により通知する場合:第1項に基づき、当社がお客様に対しフェイルとなった上場株券等を貸し出した場合には、当社は、約定日、銘柄名、貸出数量及び

旧

貸出期間について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技 術を利用する方法により提供いたします。)

7 前項にかかわらず、お客様と当社は、お客様から特段の申し出がない限り、 貸出報告書の交付を行わないことに合意するものとします。

#### (信託の受託者である場合の取扱い)

**第17条** お客様が信託の受託者である場合には、お客様は、その振替決済口座に記載<u>又は</u>記録がされている振替株式等について、当社に対し、信託財産である旨の記載又は記録をすることを請求することができます。

## (振替先口座等の照会)

- **第18条** 当社は、お客様から振替の申請を受けたときは、機構に対し、お客様からの振替の申請において示された振替先口座に<u>係る</u>加入者口座情報が機構に登録されているか否かについての照会をすることがあります。
- 2 お客様が振替株式等の質入れ、担保差入れ<u>又は</u>株式買取請求、投資口買取請求、新株予約権付社債買取請求、新株予約権買取請求<u>若しくは</u>新投資口予約権買取請求のために振替の申請をしようとする場合であって、振替先口座を開設する口座管理機関がお客様から同意を得ているときは、当該口座管理機関は、機構に対し、振替元口座に<u>係る</u>加入者口座情報が機構に登録されているか否かについての照会をすることがあります。
- 3 お客様が当社に対する振替株式等の質入れ、担保差入れ<u>又は</u>株式買取請求、 投資口買取請求、新株予約権付社債買取請求、新株予約権買取請求<u>若しくは</u> 新投資口予約権買取請求のために振替の申請をしようとする場合であって、

## (信託の受託者である場合の取扱い)

第17条 お客様が信託の受託者である場合には、お客様は、その振替決済口座に記載<u>または</u>記録がされている振替株式等について、当社に対し、信託財産である旨の記載<u>または</u>記録をすることを請求することができます。

#### (振替先口座等の照会)

- 第18条 当社は、お客様から振替の申請を受けたときは、機構に対し、お客様からの振替の申請において示された振替先口座に<u>かかる</u>加入者口座情報が機構に登録されているか否かについての照会をすることがあります。
  - 2 お客様が振替株式等の質入れ、担保差入れ<u>または</u>株式買取請求、投資口買取請求、新株予約権付社債買取請求、新株予約権買取請求<u>もし</u> <u>くは</u>新投資口予約権買取請求のために振替の申請をしようとする場合であって、振替先口座を開設する口座管理機関がお客様から同意を 得ているときは、当該口座管理機関は、機構に対し、振替元口座にかかる加入者口座情報が機構に登録されているか否かについての照会をすることがあります。
  - 3 お客様が当社に対する振替株式等の質入れ、担保差入れ<u>または</u>株式 買取請求、投資口買取請求、新株予約権付社債買取請求、新株予約権 買取請求<u>もしくは</u>新投資口予約権買取請求のために振替の申請をし ようとする場合であって、当社がお客様から同意を得ているときは、

当社がお客様から同意を得ているときは、当社は、機構に対し、振替元口座 に<u>係る</u>加入者口座情報が機構に登録されているか否かについての照会をする

## (振替新株予約権付社債の元利金請求の取扱い)

ことがあります。

- **第19条** お客様は、その振替決済口座に記載<u>又は</u>記録がされている振替新株予 約権付社債について、当社に対し、元利金の支払いの請求を委任するものと します。
- 2 お客様の振替決済口座に記載<u>又は</u>記録がされている振替新株予約権付社債 の元利金の支払いがあるときは、支払代理人が発行者から受領したうえ、当 社がお客様に代わって支払代理人からこれを受領し、お客様のご請求に応じ て当社からお客様にお支払いします。
- 3 当社は、<u>前項</u>の規定にかかわらず、当社所定の様式により、お客様からの <u>申し込み</u>があれば、お客様の振替決済口座に記載<u>又は</u>記録がされている振替 新株予約権付社債の利金の全部<u>又は</u>一部を、お客様があらかじめ指定された、 当社に振替決済口座を開設している他のお客様に配分することができます。

## (振替新株予約権付社債等の償還又は繰上償還が行われた場合の取扱い)

第20条 お客様の振替決済口座に記載<u>又は</u>記録がされている振替新株予約権付 社債、振替上場投資信託受益権<u>又は</u>振替受益権について、償還<u>又は</u>繰上償還 が行われる場合には、お客様から当社に対し、当該振替新株予約権付社債、 振替上場投資信託受益権<u>又は</u>振替受益権について、抹消の申請があったもの とみなします。

## (振替株式等の発行者である場合の取扱い)

旧

当社は、機構に対し、振替元口座に<u>かかる</u>加入者口座情報が機構に登録されているか否かについての照会をすることがあります。

## (振替新株予約権付社債の元利金請求の取扱い)

- 第19条 お客様は、その振替決済口座に記載<u>または</u>記録がされている振替新 株予約権付社債について、当社に対し、元利金の支払いの請求を委 任するものとします。
  - 2 お客様の振替決済口座に記載<u>または</u>記録がされている振替新株予約 権付社債の元利金の支払いがあるときは、支払代理人が発行者から受 領したうえ、当社がお客様に代わって支払代理人からこれを受領し、 お客様のご請求に応じて当社からお客様にお支払いします。
  - 3 当社は、<u>第2項</u>の規定にかかわらず、当社所定の様式により、お客様からの<u>申込み</u>があれば、お客様の振替決済口座に記載<u>または</u>記録がされている振替新株予約権付社債の利金の全部<u>または</u>一部を、お客様があらかじめ指定された、当社に振替決済口座を開設している他のお客様に配分することができます。

## (振替新株予約権付社債等の償還または繰上償還が行われた場合の取扱い)

第20条 お客様の振替決済口座に記載<u>または</u>記録がされている振替新株予約権付社債、振替上場投資信託受益権<u>または</u>振替受益権について、償還<u>または</u>繰上償還が行われる場合には、お客様から当社に対し、当該振替新株予約権付社債、振替上場投資信託受益権<u>または</u>振替受益権について、抹消の申請があったものとみなします。

## (振替株式等の発行者である場合の取扱い)

旧

第21条 お客様が振替株式、振替投資口又は振替優先出資の発行者である場合 には、お客様の振替決済口座に記載又は記録がされているお客様の発行する 振替株式、振替投資口又は振替優先出資(差押えを受けたものその他の法令 の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。) について、当 社に対し、一部抹消の申請をすることができます。

第21条の2 お客様は、その振替決済口座の保有欄に記載又は記録がされてい 第21条の2 る株式買取請求、投資口買取請求、新株予約権付社債買取請求、新株予約権 買取請求又は新投資口予約権買取請求の目的で振替を受けた振替株式、振替 投資口、振替新株予約権付社債、振替新株予約権又は振替新投資口予約権に ついて、当社に対し、反対株主の通知、反対投資主の通知、反対新株予約権 付社債権者の通知、反対新株予約権者の通知又は反対新投資口予約権者の通 知をしていただきます。

## (個別株主通知の取扱い)

第22条 お客様は、当社に対し、当社所定の方法により、個別株主通知の申出 | 第22条 お客様は、当社に対し、当社所定の方法により、個別株主通知の申 (振替法第154条第4項の申出をいいます。)の取次ぎの請求をすることがで きます。

## (単元未満株式の買取請求等)

第23条 お客様は、当社に対し、お客様の振替決済口座に記載又は記録されて | 第23条 お客様は、当社に対し、お客様の振替決済口座に記載または記録さ いる単元未満株式の発行者への買取請求の取次ぎの請求、単元未満株式の売 渡請求の取次ぎの請求、取得請求権付株式の発行者への取得請求の取次ぎの

第21条 お客様が振替株式、振替投資口または振替優先出資の発行者である 場合には、お客様の振替決済口座に記載または記録がされているお 客様の発行する振替株式、振替投資口または振替優先出資(差押え を受けたものその他の法令の規定により抹消またはその申請を禁止 されたものを除きます。) について、当社に対し、一部抹消の申請を することができます。

お客様は、その振替決済口座の保有欄に記載または記録がされてい る株式買取請求、投資口買取請求、新株予約権付社債買取請求、新 株予約権買取請求または新投資口予約権買取請求の目的で振替を受 けた振替株式、振替投資口、振替新株予約権付社債、振替新株予約 権または振替新投資口予約権について、当社に対し、反対株主の通 知、反対投資主の通知、反対新株予約権付社債権者の通知、反対新 株予約権者の通知または反対新投資口予約権者の通知をしていただ きます。

## (個別株主通知の取扱い)

出(振替法第154条第4項の申出をいいます。)の取次ぎの請求を することができます。

## (単元未満株式の買取請求等)

れている単元未満株式の発行者への買取請求の取次ぎの請求、単元 未満株式の売渡請求の取次ぎの請求、取得請求権付株式の発行者へ

77.	г.
平	т

請求及び発行者に対する振替決済口座通知の取次ぎの請求をすることができ ます。ただし、機構が定める取次停止期間は除きます。

- 2 前項の単元未満株式の発行者への買取請求の取次ぎの請求、単元未満株式 の売渡請求の取次ぎの請求、取得請求権付株式の発行者への取得請求の取次 ぎの請求及び発行者に対する振替決済口座通知の取次ぎの請求等について は、機構の定めるところにより、すべて機構を経由して機構が発行者にその 取次ぎを行うものとします。この場合、機構が発行者に対し請求を通知した 日に請求の効力が生じます。
- 3 お客様は、第1項の単元未満株式の発行者への買取請求の取次ぎの請求を 行うときは、当該買取請求に係る単元未満株式について、発行者の指定する 振替決済口座への振替の申請を行っていただきます。
- 4 お客様は、第1項の単元未満株式の発行者への売渡請求の取次ぎの請求を 行うときは、当該売渡請求に係る発行者への売渡代金の支払いは、当社を通 じて行っていただきます。
- 5 お客様は、第1項の取得請求権付株式の発行者への取得請求の取次ぎの請 求を行うときは、当該取得請求に係る取得請求権付株式について、発行者の 指定する振替決済口座への振替の申請を行っていただきます。
- **6** 第1項の場合は、所定の手続料をいただきます。

## (会社の組織再編等に係る手続き)

**第24条** 当社は、振替株式等の発行者における合併、株式交換、株式移転、会 | 第24条 当社は、振替株式等の発行者における合併、株式交換、株式移転、 社分割、株式分配、株式の消却、併合、分割又は無償割当て等に際し、機構 の定めるところにより、お客様の振替決済口座に増加若しくは減少の記載又 は記録を行います。

- の取得請求の取次ぎの請求および発行者に対する振替決済口座通知 の取次ぎの請求をすることができます。ただし、機構が定める取次 停止期間は除きます。
- 前項の単元未満株式の発行者への買取請求の取次ぎの請求、単元未 満株式の売渡請求の取次ぎの請求、取得請求権付株式の発行者への取 得請求の取次ぎの請求および発行者に対する振替決済口座通知の取 次ぎの請求等については、機構の定めるところにより、すべて機構を 経由して機構が発行者にその取次ぎを行うものとします。この場合、 機構が発行者に対し請求を通知した日に請求の効力が生じます。
- 3 お客様は、第1項の単元未満株式の発行者への買取請求の取次ぎの 請求を行うときは、当該買取請求にかかる単元未満株式について、発 行者の指定する振替決済口座への振替の申請を行っていただきます。
- お客様は、第1項の単元未満株式の発行者への売渡請求の取次ぎの 請求を行うときは、当該売渡請求にかかる発行者への売渡代金の支払 いは、当社を通じて行っていただきます。
- お客様は、第1項の取得請求権付株式の発行者への取得請求の取次 ぎの請求を行うときは、当該取得請求にかかる取得請求権付株式につ いて、発行者の指定する振替決済口座への振替の申請を行っていただ きます。
- 第1項の場合は、所定の手続料をいただく場合があります。

## (会社の組織再編等にかかる手続き)

会社分割、株式分配、株式の消却、併合、分割または無償割当て等 に際し、機構の定めるところにより、お客様の振替決済口座に増加 もしくは減少の記載または記録を行います。

新		
2 当社は、取得条項が付された振替株式等の発行者が、当該振替株式等の全	2 当社	社は、取得条
部を取得しようとする場合には、機構の定めるところにより、お客様の振替	等の	の全部を取得
決済口座に増加 <u>若しくは</u> 減少の記載 <u>又は</u> 記録を行います。	おね	客様の振替決
	まっ	す。
(振替上場投資信託受益権の併合等に <u>係る</u> 手続き	(振替上場投資	資信託受益権
第24条の2 当社は、振替上場投資信託受益権の併合 <u>又は</u> 分割に際し、機構の	第24条の2	
定めるところにより、お客様の振替決済ロ座に増加又は減少の記載又は記録。	当社	けは 振替ト

2 当社は、信託の併合に際し、機構の定めるところにより、お客様の振替決済口座に増加又は減少の記載又は記録を行います。

#### (振替受益権の併合等に係る手続き

を行います。

- 第24条の3 当社は、振替受益権の併合<u>又は</u>分割に際し、機構の定めるところにより、お客様の振替決済口座に増加又は減少の記載又は記録を行います。
- 2 当社は、信託の併合<u>又は</u>分割に際し、機構の定めるところにより、お客様 の振替決済口座に増加又は減少の記載又は記録を行います。

## (振替上場投資信託受益権等の抹消手続き)

第24条の4 振替決済口座に記載<u>又は</u>記録されている振替上場投資信託受益権 <u>又は</u>振替受益権について、お客様から当社に対し抹消の申請が行われた場合、 機構が定めるところに従い、お客様に代わってお手続きさせていただきます。 2 当社は、取得条項が付された振替株式等の発行者が、当該振替株式等の全部を取得しようとする場合には、機構の定めるところにより、お客様の振替決済口座に増加もしくは減少の記載または記録を行い

旧

#### (振替上場投資信託受益権の併合等にかかる手続き)

当社は、振替上場投資信託受益権の併合<u>または</u>分割に際し、機構の 定めるところにより、お客様の振替決済口座に増加<u>または</u>減少の記 載または記録を行います。

2 当社は、信託の併合に際し、機構の定めるところにより、お客様の 振替決済口座に増加または減少の記載または記録を行います。

#### (振替受益権の併合等にかかる手続き)

第24条の3

当社は、振替受益権の併合<u>または</u>分割に際し、機構の定めるところにより、お客様の振替決済口座に増加<u>または</u>減少の記載<u>または</u>記録を行います。

2 当社は、信託の併合<u>または</u>分割に際し、機構の定めるところにより、 お客様の振替決済口座に増加<u>または</u>減少の記載<u>または</u>記録を行いま す。

## (振替上場投資信託受益権等の抹消手続き)

第24条の4

振替決済口座に記載<u>または</u>記録されている振替上場投資信託受益権 または振替受益権について、お客様から当社に対し抹消の申請が行

新		旧
		われた場合、機構が定めるところに <u>したがい</u> 、お客様に代わってお
		手続きさせていただきます。
2 振替上場投資信託受益権 <u>又は</u> 振替受益権について、機構が定める場合には	2	振替上場投資信託受益権 <u>または</u> 振替受益権について、機構が定める
抹消の申請をすることはできません。		場合には抹消の申請をすることはできません。
(配当金等に関する取扱い)	(配当金等	等に関する取扱い)
第25条 お客様は、金融機関預金口座 <u>又は</u> 株式会社ゆうちょ銀行から開設を受	第25条	お客様は、金融機関預金口座 <u>または</u> 株式会社ゆうちょ銀行から開設
けた口座(以下「預金口座等」といいます。)への振込みの方法により配当金		を受けた口座(以下「預金口座等」といいます。)への振込みの方法
<u>又は</u> 分配金を受領しようとする場合には、当社に対し、発行者に対する配当		により配当金 <u>または</u> 分配金を受領しようとする場合には、当社に対
金又は分配金を受領する預金口座等の指定(以下「配当金等振込指定」とい		し、発行者に対する配当金 <u>または</u> 分配金を受領する預金口座等の指
います。) の取次ぎの請求をすることができます。		定(以下「配当金等振込指定」といいます。)の取次ぎの請求をする
2 お客様は、当社を経由して機構に登録した一の金融機関預金口座(以下「登		ことができます。
録配当金等受領口座」といいます。)への振込みにより、お客様が保有する全	2	お客様は、当社を経由して機構に登録した一の金融機関預金口座(以
<u>て</u> の銘柄の配当金 <u>又は</u> 分配金を受領する方法(以下「登録配当金等受領口座		下「登録配当金等受領口座」といいます。)への振込みにより、お客
方式」といいます。) <u>又は</u> お客様が発行者から支払われる配当金 <u>又は</u> 分配金の		様が保有する <u>すべて</u> の銘柄の配当金 <u>または</u> 分配金を受領する方法(以
受領を当社に委託し、発行者は当該委託に基づいて、当社がお客様のために		下「登録配当金等受領口座方式」といいます。) <u>または</u> お客様が発行
開設する振替決済口座に記載 <u>又は</u> 記録された振替株式等の数量(当該発行者		者から支払われる配当金または分配金の受領を当社に委託し、発行者
に <u>係る</u> ものに限ります。)に応じて当社に対して配当金 <u>又は</u> 分配金の支払いを		は当該委託に基づいて、当社がお客様のために開設する振替決済口座
行うことにより、お客様が配当金 <u>又は</u> 分配金を受領する方式(以下「株式数		に記載 <u>または</u> 記録された振替株式等の数量(当該発行者に <u>かかる</u> もの

3 お客様が前項の株式数等比例配分方式の利用を内容とする配当金等振込指 定の取次ぎを請求する場合には、次に掲げる事項につき、ご同意いただいた

等比例配分方式」といいます。)を利用しようとする場合には、当社に対し、

その旨を示して前項の配当金等振込指定の取次ぎの請求をしていただきま

す。

3 お客様が前項の株式数等比例配分方式の利用を内容とする配当金等 振込指定の取次ぎを請求する場合には、次に掲げる事項につき、ご同

請求をしていただきます。

に限ります。) に応じて当社に対して配当金または分配金の支払いを

行うことにより、お客様が配当金<u>または</u>分配金を受領する方式(以下「株式数等比例配分方式」といいます。)を利用しようとする場合に

は、当社に対し、その旨を示して前項の配当金等振込指定の取次ぎの

ものとして取り扱います。

- 1 お客様の振替決済口座に記載<u>又は</u>記録がされた振替株式等の数量に<u>係る</u>配 当金等の受領を当社<u>又は</u>当社があらかじめ再委託先として指定する者に委 託すること。
- 2 お客様が振替決済口座の開設を受けた他の口座管理機関がある場合には、 当該他の口座管理機関に開設された振替決済口座に記載<u>又は</u>記録された振 替株式等の数量に<u>係る</u>配当金<u>又は</u>分配金の受領を当該他の口座管理機関<u>又</u> は当該他の口座管理機関があらかじめ再委託先として指定する者に委託す ること。また、当該委託をすることを当該他の口座管理機関に通知するこ とについては、当社に委託すること。
- 3 当社は、前号により委託を受けた他の口座管理機関に対する通知については、当社の上位機関<u>及び</u>当該他の口座管理機関の上位機関を通じて行うこと。
- 4 お客様に代理して配当金<u>又は</u>分配金を受領する口座管理機関の商号<u>又は</u> 名称、当該口座管理機関が配当金<u>又は</u>分配金を受領するために指定する金 融機関預金口座<u>及び</u>当該金融機関預金口座ごとの配当金<u>又は</u>分配金の受領 割合等については、発行者による配当金<u>又は</u>分配金の支払いの都度、機構 が発行者に通知すること。
- 5 発行者が、お客様の受領すべき配当金<u>又は</u>分配金を、機構が前号により発行者に通知した口座管理機関に対して支払った場合には、発行者の当該口座管理機関の加入者に対する配当金<u>又は</u>分配金の支払債務が消滅すること
- <u>6</u> お客様が次に掲げる者に該当する場合には、株式数等比例配分方式を利用 することはできないこと。

旧

意いただいたものとして取扱います。

- (1) お客様の振替決済口座に記載<u>または</u>記録がされた振替株式等の数 量に<u>かかる</u>配当金等の受領を当社<u>または</u>当社があらかじめ再委託 先として指定する者に委託すること
- (2) お客様が振替決済口座の開設を受けた他の口座管理機関がある場合には、当該他の口座管理機関に開設された振替決済口座に記載または記録された振替株式等の数量にかかる配当金または分配金の受領を当該他の口座管理機関または当該他の口座管理機関があらかじめ再委託先として指定する者に委託することまた、当該委託をすることを当該他の口座管理機関に通知することについては、当社に委託すること
- (3) 当社は、前号により委託を受けた他の口座管理機関に対する通知 については、当社の上位機関<u>および</u>当該他の口座管理機関の上位 機関を通じて行うこと
- (4) お客様に代理して配当金<u>または</u>分配金を受領する口座管理機関の商号<u>または</u>名称、当該口座管理機関が配当金<u>または</u>分配金を受領するために指定する金融機関預金口座<u>および</u>当該金融機関預金口座ごとの配当金<u>または</u>分配金の受領割合等については、発行者による配当金<u>または</u>分配金の支払いの都度、機構が発行者に通知すること
- (5) 発行者が、お客様の受領すべき配当金<u>または</u>分配金を、機構が前 号により発行者に通知した口座管理機関に対して支払った場合に は、発行者の当該口座管理機関の加入者に対する配当金<u>または</u>分 配金の支払債務が消滅すること
- (6) お客様が次に掲げる者に該当する場合には、株式数等比例配分方式を利用することはできないこと

イ 機構に対して株式数等比例配分方式に基づく加入者の配当金又は分配 金の受領をしない旨の届出をした口座管理機関の加入者

#### 口 機構加入者

- ハ 他の者から株券喪失登録がされている株券に係る株式(当該株式の銘 柄が振替株式であるものに限る。) の名義人である加入者、当該株券喪 失登録がされている株券に係る株券喪失登録者である加入者又は会社法 第225条第1項の規定により当該株券喪失登録がされている株券につい て当該株券喪失登録の抹消を申請した者である加入者
- 4 登録配当金等受領口座方式又は株式数等比例配分方式を現に利用している お客様は、配当金等振込指定の単純取次ぎを請求することはできません。

## (振替受益権の信託財産への転換請求の取次ぎ等

第25条の2 当社は、ご依頼があるときは、振替受益権について、信託契約及 | 第25条の2 び機構の規則等その他の定めに従って信託財産への転換請求の取次ぎの手続 きを行います(信託財産の発行者が所在する国又は地域(以下「国等」とい います。) の諸法令、慣行及び信託契約の定め等により転換請求の取次ぎを行 うことができない場合を除きます。)。

なお、当該転換により取得した信託財産については、この約款によらず、 当社が別に定める約款により管理することがあります。

2 当社は、ご依頼があるときは、振替受益権の信託財産について、信託契約 及び機構の規則等その他の定めに従って、当該振替受益権への転換請求の取

- イ 機構に対して株式数等比例配分方式に基づく加入者の配当金ま たは分配金の受領をしない旨の届出をした口座管理機関の加入 者
- 口 機構加入者
- ハ 他の者から株券喪失登録がされている株券にかかる株式(当該 株式の銘柄が振替株式であるものに限る。)の名義人である加入 者、当該株券喪失登録がされている株券にかかる株券喪失登録 者である加入者または会社法第225条第1項の規定により当 該株券喪失登録がされている株券について当該株券喪失登録の 抹消を申請した者である加入者
- 登録配当金等受領口座方式または株式数等比例配分方式を現に利用 しているお客様は、配当金等振込指定の単純取次ぎを請求することは できません。

## (振替受益権の信託財産への転換請求の取次ぎ等)

当社は、ご依頼があるときは、振替受益権について、信託契約およ び機構の規則等その他の定めにしたがって信託財産への転換請求の 取次ぎの手続きを行います。(信託財産の発行する者が所在する国ま たは地域(以下「国等」といいます。)の諸法令、慣行および信託契 約の定め等により転換請求の取次ぎを行うことができない場合を除 きます。)。なお、当該転換により取得した信託財産については、こ の約款によらず、当社が別に定める約款により管理することがあり ます。

当社は、ご依頼があるときは、振替受益権の信託財産について、信 託契約および機構の規則等その他の定めにしたがって、当該振替受益

_
г.
П

次ぎの手続きを行います(信託財産の発行者が所在する国等の諸法令、慣行 及び信託契約の定め等により転換請求の取次ぎを行うことができない場合を 除きます。)。

#### (振替受益権の信託財産の配当等の処理

第 25 条の3 振替受益権の信託財産に係る配当金又は収益分配金等の処理、 新株予約権等(新株予約権の性質を有する権利又は株式その他の有価証券の 割当てを受ける権利をいう。以下同じ。)その他の権利の処理は、信託契約に 定めるところにより、処理することとします。

#### (振替受益権の信託財産に係る議決権の行使)

第25条の4 振替受益権の信託財産に係る株主総会(受益者集会を含む。以下 | 第25条の4 同じ。) における議決権は、お客様の指示により、当該振替受益権の受託者が 行使します。ただし、別途信託契約に定めがある場合はその定めによります。

#### (振替受益権に係る議決権の行使等)

第 25 条の5 振替受益権に係る受益者集会における議決権の行使又は異議申 立てについては、信託契約に定めるところによりお客様が行うものとします。

#### (振替受益権の信託財産に係る株主総会の書類等の送付等)

第 25 条の6 振替受益権の信託財産に係る株主総会に関する書類、事業報告 第 2 5 条の6

権への転換請求の取次ぎの手続きを行います(信託財産の発行者が所 在する国等の諸法令、慣行および信託契約の定め等により転換請求の 取次ぎを行うことができない場合を除きます。)。

#### (振替受益権の信託財産の配当等の処理)

第25条の3

振替受益権の信託財産にかかる配当金または収益分配金等の処理、 新株予約権等(新株予約権の性質を有する権利または株式その他の 有価証券の割当てを受ける権利をいう。以下同じ。)その他の権利の 処理は、信託契約に定めるところにより、処理することとします。

#### (振替受益権の信託財産にかかる議決権の行使)

振替受益権の信託財産にかかる株主総会(受益者集会を含む。以下 同じ。)における議決権は、お客様の指示により、当該振替受益権の 受託者が行使します。

ただし、別途信託契約に定めがある場合はその定めによります。

#### (振替受益権にかかる議決権の行使等)

第25条の5

振替受益権にかかる受益者集会における議決権の行使または異議申 立てについては、信託契約に定めるところによりお客様が行うもの とします。

## (振替受益権の信託財産にかかる株主総会の書類等の送付等)

書その他配当、新株予約権等の権利<u>又は</u>利益に関する諸通知<u>及び</u>振替受益権 に<u>係る</u>信託決算の報告書の送付等は、当該振替受益権の受託者が信託契約に

#### (振替受益権の証明書の請求等)

定める方法により行います。

- **第 25 条の7** お客様は当社に対し、振替法第 127 条の 27 第 3 項の書面の交付 を請求することができます。
- 2 お客様は、振替法第127条の27第3項の書面の交付を受けたときは、当該 書面を当社に返還するまでの間は、当該書面における証明の対象となった振 替受益権について、振替の申請又は抹消の申請をすることはできません。

## (総株主通知等に係る処理)

第26条 当社は、振替株式等について、機構に対し、機構が定めるところにより、株主確定日(振替新株予約権付社債にあっては新株予約権付社債権者確定日、振替新株予約権にあっては新株予約権者確定日、振替投資口にあっては投資主確定日、振替新投資口予約権にあっては新投資口予約権者確定日、協同組織金融機関の振替優先出資にあっては優先出資者確定日、振替上場投資信託受益権及び振替受益権にあっては受益者確定日。以下この条において同じ。)における株主(振替新株予約権付社債にあっては新株予約権付社債権者、振替新株予約権にあっては新株予約権者、振替投資口にあっては投資主、振替新投資口予約権にあっては新投資口予約権者、協同組織金融機関の振替優先出資にあっては優先出資者、振替上場投資信託受益権及び振替受益権にあっては受益者。なお、登録株式質権者、登録投資口質権者又は登録優先出

ĺΗ

振替受益権の信託財産に<u>かかる</u>株主総会に関する書類、事業報告書 その他配当、新株予約権等の権利<u>または</u>利益に関する諸通知<u>および</u> 振替受益権に<u>かかる</u>信託決算の報告書の送付等は、当該振替受益権 の受託者が信託契約に定める方法により行います。

#### (振替受益権の証明書の請求等)

第25条の7

お客様は当社に対し、振替法第127条の27第3項の書面の交付を請求することができます。

2 お客様は、振替法第127条の27第3項の書面の交付を受けたときは、当該書面を当社に返還するまでの間は、当該書面における証明の対象となった振替受益権について、振替の申請<u>または</u>抹消の申請をすることはできません。

## (総株主通知等にかかる処理)

第26条 当社は、振替株式等について、機構に対し、機構が定めるところにより、株主確定日(振替新株予約権付社債にあっては新株予約権付社債権者確定日、振替新株予約権にあっては新株予約権者確定日、振替投資口にあっては投資主確定日、振替新投資口予約権にあっては新投資口予約権者確定日、協同組織金融機関の振替優先出資にあっては優先出資者確定日、 以下この条において同じ。)における株主(振替新株予約権付社債にあっては新株予約権付社債権者、振替新株予約権にあっては新株予約権者、振替投資口にあっては投資主、振替新投資口予約権にあっては新株予約権者、協同組織金融機関の振替優先出資にあっては優先出資者、振替上場投資信託受益権

旧

資質権者となるべき旨の申出をした場合を含みます。以下「通知株主等」といいます。)の氏名<u>又は</u>名称、住所、通知株主等の口座、通知株主等の有する 振替株式等の銘柄及び数量、その他機構が定める事項を報告します。

- 2 機構は、前項の規定により報告を受けた内容等に基づき、総株主通知等の対象となる銘柄である振替株式等の発行者(振替上場投資信託受益権にあっては発行者及び受託者。次項において同じ。)に対し、通知株主等の氏名又は名称、住所、通知株主等の有する振替株式等の銘柄及び数量、その他機構が定める事項を通知します。この場合において、機構は、通知株主等として報告したお客様について、当社又は他の口座管理機関から通知株主等として報告しているお客様と同一の者であると認めるときは、その同一の者に係る通知株主等の報告によって報告された数量を合算した数量によって、通知を行います。
- 3 機構は、発行者に対して通知した前項の通知株主等に<u>係る</u>事項について、 株主確定日以降において変更が生じた場合は、当該発行者に対してその内容 を通知します。
- 4 当社は、振替上場投資信託受益権<u>又は</u>振替受益権について、機構が定めるところにより、お客様の氏名<u>又は</u>名称<u>及び</u>その他機構が定める情報が、総受益者通知において、振替上場投資信託受益権の発行者<u>及び</u>受託者<u>又は</u>振替受益権の発行者に対して提供されることにつき、お客様にご同意いただいたものとして取り扱います。

## (お客様への連絡事項)

第27条 当社は、振替株式等について、次の事項をお客様にご通知します。

および振替受益権にあっては受益者。なお、登録株式質権者、登録 投資口質権者または登録優先出資質権者となるべき旨の申出をした 場合を含みます。以下「通知株主等」といいます。)の氏名<u>または</u>名 称、住所、通知株主等の口座、通知株主等の有する振替株式等の銘 柄<u>および</u>数量、その他機構が定める事項を報告します。

- 2 機構は、前項の規定により報告を受けた内容等に基づき、総株主通知等の対象となる銘柄である振替株式等の発行者(振替上場投資信託受益権にあっては発行者<u>および</u>受託者。次項において同じ。)に対し、通知株主等の氏名<u>または</u>名称、住所、通知株主等の有する振替株式等の銘柄<u>および</u>数量、その他機構が定める事項を通知します。この場合において、機構は、通知株主等として報告したお客様について、当社<u>または</u>他の口座管理機関から通知株主等として報告しているお客様と同一の者であると認めるときは、その同一の者に<u>かかる</u>通知株主等の報告によって報告された数量を合算した数量によって、通知を行います。
- 3 機構は、発行者に対して通知した前項の通知株主等に<u>かかる</u>事項に ついて、株主確定日以降において変更が生じた場合は、当該発行者に 対してその内容を通知します。
- 4 当社は、振替上場投資信託受益権<u>または</u>振替受益権について、機構が定めるところにより、お客様の氏名<u>または</u>名称<u>および</u>その他機構が定める情報が、総受益者通知において、振替上場投資信託受益権の発行者<u>および</u>受託者<u>または</u>振替受益権の発行者に対して提供されることにつき、お客様にご同意いただいたものとして取扱います。

## (お客様への連絡事項)

第27条 当社は、振替株式等について、次の事項をお客様にご通知します。

- 1 最終償還期限(償還期限がある場合に限ります。)
- 2 残高照合のための報告
- 2 前項の残高照合のための報告は、振替株式等の残高に異動があった場合に、 当社所定の時期に年1回以上ご通知します。また、法令等の定めるところに より取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内 容を含めて行いますから、その内容にご不審の点があるときは、速やかに当 社のお客様相談室に直接ご連絡ください。
- **3** 当社が届出のあった<u>名称</u>、住所に<u>あてて</u>通知を行い<u>又は</u>その他の送付書類を発送した場合には、延着し<u>又は</u>到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。
- 4 当社は、第2項の規定にかかわらず、お客様が特定投資家(<u>金商法第</u>2条第31項に規定する特定投資家(同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項(同法第34条の4第6項において準用する場合を含みます。)の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。)をいいます。)である場合であって、当該お客様からの第2項に定める残高照合のためのご報告(取引残高報告書による通知を含みます。以下本項において同じ。)に関する事項についての照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当社が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。
- 5 当社は、第2項に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているものについては、第2項の規定にかかわらず、残高 照合のためのご報告を行わないことがあります。
  - 1 個別のデリバティブ取引等に係る契約締結時交付書面
- 2 当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書

ĺΗ

- (1) 最終償還期限(償還期限がある場合に限ります。)
- (2) 残高照合のための報告
- 2 前項の残高照合のための報告は、振替株式等の残高に異動があった 場合に、当社所定の時期に年1回以上ご通知します。また、法令等の 定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残 高照合のための報告内容を含めて行いますから、その内容にご不審の 点があるときは、速やかに当社のお客様相談室に直接ご連絡くださ い。
- 3 当社が届出のあった<u>氏名または名称</u>、住所に<u>宛てて</u>通知を行い<u>また</u> <u>は</u>その他の送付書類を発送した場合には、延着し<u>または</u>到達しなかっ たときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。
- 4 当社は、第2項の規定にかかわらず、お客様が特定投資家(金融商品取引法第2条第31項に規定する特定投資家(同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項(同法第34条の4第6項において準用する場合を含みます。)の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。)をいいます。)である場合であって、当該お客様からの第2項に定める残高照合のためのご報告(取引残高報告書による通知を含みます。以下本項において同じ。)に関する事項についての照会に対して<u>すみやか</u>に回答できる体制が整備されている場合には、当社が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。
- 5 当社は、第2項に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号 に掲げる書面に記載されているものについては、第2項の規定にかか わらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。
  - (1) 個別のデリバティブ取引等にかかる契約締結時交付書面
  - (2) 当該デリバティブ取引等にかかる取引の条件を記載した契約書

#### (振替新株予約権等の行使請求等)

- 第28条 お客様は、当社に対し、お客様の振替決済口座に記載<u>又は</u>記録されている振替新株予約権付社債について、発行者に対する新株予約権行使請求の取次ぎの請求をすることができます。ただし、当該新株予約権行使により交付されるべき振替株式の銘柄に<u>係る</u>株主確定日、元利払期日<u>及び</u>当社が必要と認めるときには当該新株予約権行使請求の取次ぎの請求を行うことはできません。
- 2 お客様は、当社に対し、お客様の振替決済口座に記載<u>又は</u>記録されている 振替新株予約権について、発行者に対する新株予約権行使請求<u>及び</u>当該新株 予約権行使請求に<u>係る</u>払込みの取次ぎの請求をすることができます。ただし、 当該新株予約権行使により交付されるべき振替株式の銘柄に<u>係る</u>株主確定日 <u>及び</u>当社が必要と認めるときは当該新株予約権行使請求の取次ぎの請求を行 うことはできません。
- 3 お客様は、当社に対し、お客様の振替決済口座に記載<u>又は</u>記録されている 振替新投資口予約権について、発行者に対する新投資口予約権行使請求<u>及び</u> 当該新投資口予約権行使請求に<u>係る</u>払込みの取次ぎの請求をすることができ ます。ただし、当該新投資口予約権行使により交付されるべき振替投資口の 銘柄に<u>係る</u>投資主確定日<u>及び</u>当社が必要と認めるときは当該新投資口予約権 行使請求の取次ぎの請求を行うことはできません。
- 4 前3項の発行者に対する新株予約権行使請求<u>又は</u>新投資口予約権行使請求 <u>及び</u>当該新株予約権行使請求<u>又は</u>新投資口予約権行使請求に<u>係る</u>払込みの取 次ぎの請求については、機構の定めるところにより、すべて機構を経由して 機構が発行者にその取次ぎを行うものとします。この場合、機構が発行者に

#### (振替新株予約権等の行使請求等)

- 第28条 お客様は、当社に対し、お客様の振替決済口座に記載<u>または</u>記録されている振替新株予約権付社債について、発行者に対する新株予約権行使請求の取次ぎの請求をすることができます。ただし、当該新株予約権行使により交付されるべき振替株式の銘柄に<u>かかる</u>株主確定日、元利払期日<u>および</u>当社が必要と認めるときには当該新株予約権行使請求の取次ぎの請求を行うことはできません。
  - 2 お客様は、当社に対し、お客様の振替決済口座に記載<u>または</u>記録されている振替新株予約権について、発行者に対する新株予約権行使請求<u>および</u>当該新株予約権行使請求に<u>かかる</u>払込みの取次ぎの請求をすることができます。ただし、当該新株予約権行使により交付されるべき振替株式の銘柄に<u>かかる</u>株主確定日<u>および</u>当社が必要と認めるときは当該新株予約権行使請求の取次ぎの請求を行うことはできません。
  - 3 お客様は、当社に対し、お客様の振替決済口座に記載<u>または</u>記録されている振替新投資口予約権について、発行者に対する新投資口予約権行使請求<u>および</u>当該新投資口予約権行使請求に<u>かかる</u>払込みの取次ぎの請求をすることができます。ただし、当該新投資口予約権行使により交付されるべき振替投資口の銘柄に<u>かかる</u>投資主確定日<u>および</u>当社が必要と認めるときは当該新投資口予約権行使請求の取次ぎの請求を行うことはできません。
  - 4 前3項の発行者に対する新株予約権行使請求<u>または</u>新投資口予約権 行使請求<u>および</u>当該新株予約権行使請求<u>または</u>新投資口予約権行使 請求に<u>かかる</u>払込みの取次ぎの請求については、機構の定めるところ により、すべて機構を経由して機構が発行者にその取次ぎを行うもの

新		旧
対し請求を通知した日に行使請求の効力が生じます。		とします。この場合、機構が発行者に対し請求を通知した日に行使請求の効力が生じます。
5 お客様は、第1項、第2項又は第3項に基づき、振替新株予約権付社債、	5	お客様は、第1項、第2項 <u>または</u> 第3項に基づき、振替新株予約権
振替新株予約権又は振替新投資口予約権について、発行者に対する新株予約		付社債、振替新株予約権 <u>または</u> 振替新投資口予約権について、発行者
権行使請求又は新投資口予約権行使請求を行う場合には、当社に対し、当該		に対する新株予約権行使請求 <u>または</u> 新投資口予約権行使請求を行う
新株予約権行使請求 <u>又は</u> 新投資口予約権行使請求をする振替新株予約権付社		場合には、当社に対し、当該新株予約権行使請求または新投資口予約
債、振替新株予約権 <u>又は</u> 振替新投資口予約権の一部抹消の申請手続きを委任		権行使請求をする振替新株予約権付社債、振替新株予約権または振替
していただくものとします。		新投資口予約権の一部抹消の申請手続きを委任していただくものと します。
6 お客様は、前項に基づき、振替新株予約権又は振替新投資口予約権につい	6	お客様は、前項に基づき、振替新株予約権主たは振替新投資口予約
て新株予約権行使請求 <u>又は</u> 新投資口予約権行使請求を行う場合には、当社に		権について新株予約権行使請求 <u>または</u> 新投資口予約権行使請求を行
対し、発行者の指定する払込取扱銀行の預金口座への当該新株予約権行使又		う場合には、当社に対し、発行者の指定する払込取扱銀行の預金口座
<u>は</u> 新投資口予約権行使に <u>係る</u> 払込金の振込みを委託していただくものとしま		への当該新株予約権行使 <u>または</u> 新投資口予約権行使に <u>かかる</u> 払込金
す。		の振込みを委託していただくものとします。
7 お客様の振替決済口座に記載又は記録されている振替新株予約権付社債、	7	お客様の振替決済口座に記載 <u>または</u> 記録されている振替新株予約権
振替新株予約権又は振替新投資口予約権について、新株予約権行使期間又は		付社債、振替新株予約権 <u>または</u> 振替新投資口予約権について、新株予
新投資口予約権行使期間が満了したときは、当社はただちに当該振替新株予		約権行使期間 <u>または</u> 新投資口予約権行使期間が満了したときは、当社
約権 <u>又は</u> 振替新投資口予約権の抹消を行います。		はただちに当該振替新株予約権 <u>または</u> 振替新投資口予約権の抹消を

- 8 お客様は、当社に対し、第1項の請求と同時に当該請求により生じる単元 未満株式の買取請求の取次ぎを請求することができます。ただし、機構が定 める取次停止期間は除きます。
- 9 前8項の場合は、所定の手続料をいただきます。

## (振替新株予約権付社債等の取扱い廃止に伴う取扱い)

- お客様は、当社に対し、第1項の請求と同時に当該請求により生じ る単元未満株式の買取請求の取次ぎを請求することができます。ただ し、機構が定める取次停止期間は除きます。
- 前8項の場合は、所定の手続料をいただきます。

#### (振替新株予約権付社債等の取扱い廃止に伴う取扱い)

行います。

第29条 振替新株予約権付社債、振替新株予約権又は振替新投資口予約権の取 第29条 振替新株予約権付社債、振替新株予約権または振替新投資口予約権

旧

扱い廃止に際し、発行者が新株予約権付社債券、新株予約権証券<u>又は</u>新投資 口予約権証券を発行するときは、お客様は、当社に対し、発行者に対する新 株予約権付社債券、新株予約権証券<u>又は</u>新投資口予約権証券の発行請求の取 次ぎを委託していただくこととなります。また、当該新株予約権付社債券、 新株予約権証券<u>又は</u>新投資口予約権証券は、当社がお客様に代わって受領し、 これをお客様に交付します。

2 当社は、振替新株予約権付社債、振替新株予約権<u>又は</u>振替新投資口予約権 の取扱い廃止に際し、機構が定める場合には、機構が取扱い廃止日における お客様の氏名<u>又は</u>名称<u>及び</u>住所その他の情報を発行者に通知することにつ き、ご同意いただいたものとして取り扱います。

#### (振替新株予約権付社債に係る振替口座簿記載事項の証明書の交付請求)

- 第30条 お客様(振替新株予約権付社債権者である場合に限ります。)は、当社に対し、振替口座簿のお客様の口座に記載<u>又は</u>記録されている当該振替新株予約権付社債についての振替法第194条第3項各号に掲げる事項を証明した書面(振替法第222条第3項に規定する書面をいいます。)の交付を請求することができます。
- 2 お客様は、前項の書面の交付を受けたときは、当該書面を当社に返還するまでの間は、当該書面における証明の対象となった振替新株予約権付社債について、振替の申請又は抹消の申請をすることはできません。また、お客様は、反対新株予約権付社債権者が振替法第222条第5項に規定する書面の交付を受けたときは、当該反対新株予約権付社債権者が当該書面を当社に返還するまでの間は、当該書面における証明の対象となった振替新株予約権付社債について、振替の申請をすることはできません。

の取扱い廃止に際し、発行者が新株予約権付社債券、新株予約権証券<u>または</u>新投資口予約権証券を発行するときは、お客様は、当社に対し、発行者に対する新株予約権付社債券、新株予約権証券<u>または</u>新投資口予約権証券の発行請求の取次ぎを委託していただくこととなります。また、当該新株予約権付社債券、新株予約権証券<u>または</u>新投資口予約権証券は、当社がお客様に代わって受領し、これをお客様に交付します。

2 当社は、振替新株予約権付社債、振替新株予約権<u>または</u>振替新投資 口予約権の取扱い廃止に際し、機構が定める場合には、機構が取扱い 廃止日におけるお客様の氏名<u>または</u>名称<u>および</u>住所その他の情報を 発行者に通知することにつき、ご同意いただいたものとして<u>取扱いま</u> す。

#### (振替新株予約権付社債にかかる振替口座簿記載事項の証明書の交付請求)

- 第30条 お客様(振替新株予約権付社債権者である場合に限ります。)は、当社に対し、振替口座簿のお客様の口座に記載<u>または</u>記録されている当該振替新株予約権付社債についての振替法第194条第3項各号に掲げる事項を証明した書面(振替法第222条第3項に規定する書面をいいます。)の交付を請求することができます。
  - 2 お客様は、前項の書面の交付を受けたときは、当該書面を当社に返還するまでの間は、当該書面における証明の対象となった振替新株予約権付社債について、振替の申請<u>または</u>抹消の申請をすることはできません。また、お客様は、反対新株予約権付社債権者が振替法第222条第5項に規定する書面の交付を受けたときは、当該反対新株予約権付社債権者が当該書面を当社に返還するまでの間は、当該書面における証明の対象となった振替新株予約権付社債について、振替の申請

新 旧

**3** 第1項の場合は、所定の手続料をいただきます。

#### (振替口座簿記載事項の証明書の交付又は情報提供の請求)

- 載又は記録されている事項を証明した書面(振替法第 277 条に規定する書面 をいいます。)の交付又は当該事項に係る情報を電磁的方法により提供するこ とを請求することができます。
- 2 当社は、当社が備える振替口座簿のお客様の口座について、発行者等の利 害関係を有する者として法令に定められている者から、正当な理由を示して、 お客様の口座に記載又は記録されている事項を証明した書類の交付又は当該 事項に係る情報を電磁的方法により提供することの請求を受けたときは、直 接又は機構を経由して、当該利害関係を有する者に対して、当該事項を証明 した書類の交付又は当該事項に係る情報を電磁的方法による提供をします。
- **3** 第1項の場合は、所定の料金をいただきます。

## (届出事項の変更手続き)

- 第32条 印章を失ったとき、又は印章、氏名若しくは名称、法人の場合におけ | 第32条 印章を失ったとき、または印章、氏名もしくは名称、法人の場合に る代表者の役職氏名、住所、共通番号その他の届出事項に変更があったとき は、直ちに当社所定の方法によりお手続きください。この場合、「印鑑証明書」、 「戸籍抄本」、「住民票」等の書類をご提出又は「個人番号カード」等をご提 示願うこと等があります。
- 2 前項により届出があった場合、当社は所定の手続きを完了した後でなけれ ば振替株式等の振替又は抹消、契約の解約のご請求には応じません。この間、 相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。

をすることはできません。

第1項の場合は、所定の手続料をいただきます。

#### (振替口座簿記載事項の証明書の交付または情報提供の請求)

- 第31条 お客様は、当社に対し、当社が備える振替口座簿のお客様の口座に記 第31条 お客様は、当社に対し、当社が備える振替口座簿のお客様の口座に 記載または記録されている事項を証明した書面(振替法第277条 に規定する書面をいいます。) の交付または当該事項にかかる情報を 電磁的方法により提供することを請求することができます。
  - 当社は、当社が備える振替口座簿のお客様の口座について、発行者 等の利害関係を有する者として法令に定められている者から、正当な 理由を示して、お客様の口座に記載または記録されている事項を証明 した書類の交付または当該事項にかかる情報を電磁的方法により提 供することの請求を受けたときは、直接または機構を経由して、当該 利害関係を有する者に対して、当該事項を証明した書類の交付または 当該事項にかかる情報を電磁的方法による提供をします。
  - 第1項の場合は、所定の料金をいただきます。 3

#### (届出事項の変更手続き)

- おける代表者の役職氏名、住所、共通番号その他の届出事項に変更 があったときは、ただちに当社所定の方法によりお手続きください。 この場合、「印鑑証明書」、「戸籍抄本」、「住民票」等の書類をご提出 または「個人番号カード」等をご提示願うこと等があります。
  - 前項により届出があった場合、当社は所定の手続きを完了した後で なければ振替株式等の振替または抹消、契約の解約のご請求には応じ ません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあ

新	旧
3 第1項による変更後は、変更後の印影、氏名 <u>又は</u> 名称、住所、共通番号等をもって届出の印鑑、氏名 <u>又は</u> 名称、住所、共通番号等とします。	ります。 3 第1項による変更後は、変更後の印影、氏名 <u>または</u> 名称、住所、共 通番号等をもって届出の印鑑、氏名 <u>または</u> 名称、住所、共通番号等と します。
(機構からの通知に伴う振替口座簿の記載 <u>又は</u> 記録内容の変更に関する同意)	(機構からの通知に伴う振替口座簿の記載 <u>または</u> 記録内容の変更に関する同
第33条 機構から当社に対し、お客様の氏名 <u>若しくは</u> 名称の変更があった旨、 住所の変更があった旨又はお客様が法律により振替株式等に係る名義書換の	意) 第33条 機構から当社に対し、お客様の氏名もしくは名称の変更があった旨、

制限が行われている場合の外国人等である旨若しくは外国人等でなくなった 旨の通知があった場合には、当社が管理する振替口座簿の記載又は記録内容 を当該通知内容のものに変更することにつき、ご同意いただいたものとして 取り扱います。

#### (口座管理料)

- 第34条 当社は、振替決済口座を開設したときは、その開設時及び振替決済口 座開設後1年を経過するごとに所定の料金をいただくことがあります。
- 2 当社は、前項の場合、売却代金等の預り金があるときは、それから充当す ることがあります。また、料金のお支払いがないときは、振替株式等の売却 代金等の支払いのご請求には応じないことがあります。

## (当社の連帯保証義務)

第35条 機構が、振替法等に基づき、お客様(振替法第11条第2項に定める 加入者に限ります。)に対して負うこととされている、次の各号に定める義務 の全部の履行については、当社がこれを連帯して保証いたします。

住所の変更があった旨またはお客様が法律により振替株式等にかか る名義書換の制限が行われている場合の外国人等である旨もしくは 外国人等でなくなった旨の通知があった場合には、当社が管理する 振替口座簿の記載または記録内容を当該通知内容のものに変更する ことにつき、ご同意いただいたものとして取扱います。

## (口座管理料)

- 第34条 当社は、振替決済口座を開設したときは、その開設時および振替決 済口座開設後1年を経過するごとに所定の料金をいただくことがあ ります。
  - 当社は、前項の場合、売却代金等の預り金があるときは、それから 充当することがあります。また、料金のお支払いがないときは、振替 株式等の売却代金等の支払いのご請求には応じないことがあります。

## (当社の連帯保証義務)

第35条 機構が、振替法等に基づき、お客様(振替法第11条第2項に定め る加入者に限ります。) に対して負うこととされている、次の各号に 定める義務の全部の履行については、当社がこれを連帯して保証い

- 1 振替株式等の振替<u>手続</u>を行った際、機構において、誤記帳等により本来の数量より超過して振替口座簿に記載<u>又は</u>記録されたにもかかわらず、振替法に定める超過記載<u>又は</u>記録に<u>係る</u>義務を履行しなかったことにより生じた振替株式等の超過分(振替株式等を取得した者のないことが証明された分を除きます。)のうち、振替新株予約権付社債の償還金及び利金、振替上場投資信託受益権の収益の分配金等並びに振替受益権の受益債権に係る債務の支払いをする義務
- 2 その他、機構において、振替法に定める超過記載<u>又は</u>記録に<u>係る</u>義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務

#### (複数の直近上位機関から顧客口の開設を受けている場合の通知)

- 第36条 当社は、当社が複数の直近上位機関から顧客口の開設を受けており、 又は当社の上位機関が複数の直近上位機関から顧客口の開設を受けている場合であって、当社のお客様が権利を有する振替株式等についてそれらの顧客 口に記載又は記録がなされている場合、当該銘柄の権利を有するお客様に次 に掲げる事項を通知します。
  - 1 銘柄名称
  - <u>2</u> 当該銘柄についてのお客様の権利の数量を顧客口に記載<u>又は</u>記録をする 当社の直近上位機関<u>及び</u>その上位機関(機構を除きます。)
  - 3 同一銘柄について複数の直近上位機関から開設を受けている顧客口に記載<u>又は</u>記録がなされる場合、前号の直近上位機関<u>及び</u>その上位機関(機構を除きます。)の顧客口に記載<u>又は</u>記録される当該銘柄についてのお客様の権利の数量

旧

たします。

- (1)振替株式等の振替<u>手続き</u>を行った際、機構において、誤記帳等により本来の数量より超過して振替口座簿に記載<u>または</u>記録されたにもかかわらず、振替法に定める超過記載<u>または</u>記録に<u>かかる</u>義務を履行しなかったことにより生じた振替株式等の超過分(振替株式等を取得した者のないことが証明された分を除きます。)のうち、振替新株予約権付社債の償還金<u>および</u>利金、振替上場投資信託受益権の収益の分配金等<u>ならびに</u>振替受益権の受益債権に<u>かか</u>る債務の支払いをする義務
- (2) その他、機構において、振替法に定める超過記載<u>または</u>記録に<u>か</u> <u>かる</u>義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務

#### (複数の直近上位機関から顧客口の開設を受けている場合の通知)

第36条 当社は、当社が複数の直近上位機関から顧客口の開設を受けており、 <u>または</u>当社の上位機関が複数の直近上位機関から顧客口の開設を受けている場合であって、当社のお客様が権利を有する振替株式等に ついてそれらの顧客口に記載<u>または</u>記録がなされている場合、当該 銘柄の権利を有するお客様に次に掲げる事項を通知します。

## <u>(1)</u>銘柄名称

- (2) 当該銘柄についてのお客様の権利の数量を顧客口に記載<u>または</u>記 録をする当社の直近上位機関<u>および</u>その上位機関(機構を除きま す。)
- (3) 同一銘柄について複数の直近上位機関から開設を受けている顧客口に記載<u>または</u>記録がなされる場合、前号の直近上位機関<u>および</u>その上位機関(機構を除きます。)の顧客口に記載<u>または</u>記録される当該銘柄についてのお客様の権利の数量

-1	_
77	_
*	П

旧

(機構において取り扱う振替株式等の一部の銘柄の取扱いを行わない場合の通 知)

- の銘柄の取扱いを行わない場合があります。
- 2 当社は、当社における振替株式等の取扱いについて、お客様にその取扱い の可否を通知します。

#### (解約等)

- **第38条** 次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。この | 第38条 次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。こ 場合、当社から解約の通知があったときは、振替株式等を他の口座管理機関 へ振替える等、直ちに当社所定の手続きをおとりいただきます。第4条によ る当社からの申出により契約が更新されないときも同様とします。
  - 1 お客様から解約のお申出があった場合
  - 2 お客様が手数料を支払わないとき
  - 3 お客様がこの約款に違反したとき
  - 4 第34条による料金の計算期間が満了したときに口座残高がない場合

#### (削 除)

- 5 お客様が口座開設申込時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認 められ、当社が解約を申し出たとき
- 6 お客様が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に 該当すると認められ、当社が解約を申し出たとき

# (機構において取扱う振替株式等の一部の銘柄の取扱いを行わない場合の通 知)

- 第37条 当社は、機構において取り扱う振替株式等のうち、当社が定める一部 | 第37条 当社は、機構において取扱う振替株式等のうち、当社が定める一部 の銘柄の取扱いを行わない場合があります。
  - 当社は、当社における振替株式等の取扱いについて、お客様にその 取扱いの可否を通知します。

#### (解約等)

- の場合、当社から解約の通知があったときは、振替株式等を他の口 座管理機関へ振替える等、ただちに当社所定の手続きをおとりいた だきます。第4条による当社からの申出により契約が更新されない ときも同様とします。
  - (1) お客様から解約のお申出があった場合
  - (2) お客様が手数料を支払わないとき
  - (3) お客様がこの約款に違反したとき
  - (4) 第34条による料金の計算期間が満了したときに口座残高がない 場合
  - (5) お客様が第43条に定めるこの約款の変更に同意しないとき
  - (6) お客様が口座開設申込時に行った表明・確約に関して虚偽の申告 をしたことが認められ、当社が解約を申出たとき
  - (7) お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係団体または関係者、総会 屋、その他反社会的勢力であると判明し、日本証券業協会規則「反 社会的勢力との関係遮断に関する規則」に基づき、当社がお客様 に解約を申出た場合

旧

7 お客様が<u>暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当社が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出たとき</u>

- 8 やむを得ない事由により、当社が解約を申出たとき
- 2 次の各号のいずれかに該当するお客様が契約を解約する場合には、<u>速やか</u>に振替株式等を他の口座管理機関に開設したお客様の振替決済口座へお振替 えいただくか、他の口座管理機関に開設したお客様の振替決済口座を振替元 口座として指定していただいたうえで、契約を解約していただきます。
- 1 お客様の振替決済口座に振替株式等についての記載<u>又は</u>記録がされている場合
- 2 お客様が融資等の契約に基づき、他の加入者の振替決済口座の質権欄に担保株式等に係る株主、投資主、優先出資者、新株予約権付社債権者、新株予約権者、新投資口予約権者若しくは受益者として記載若しくは記録されているとき、お客様が他の加入者による特別株主の申出、特別投資主の申出、特別優先出資者の申出若しくは特別受益者の申出における特別株主、特別投資主、特別優先出資者若しくは特別受益者であるとき又はお客様が他の加入者による反対株主の通知、反対投資主の通知、反対新株予約権付社債権者の通知、反対新株予約権者の通知を対する反対株主、反対投資主、反対新株予約権付社債権者、反対新株予約権者若しくは反対新投資口予約権者であるとき

- (8) お客様が当社との取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を 用いたとき、もしくは風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用 いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害したとき、ま たは法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い当社が契約を継 続しがたいと認めたとき、その他これらに類するやむを得ない事 由により、当社がお客様に解約を申出たとき
- (9) やむを得ない事由により、当社が解約を申出たとき
- 2 次の各号のいずれかに該当するお客様が契約を解約する場合には、 <u>すみやかに</u>振替株式等を他の口座管理機関に開設したお客様の振替 決済口座へお振替えいただくか、他の口座管理機関に開設したお客様 の振替決済口座を振替元口座として指定していただいたうえで、契約 を解約していただきます。
  - (1) お客様の振替決済口座に振替株式等についての記載<u>または</u>記録が されている場合
  - (2) お客様が融資等の契約に基づき、他の加入者の振替決済口座の質権欄に担保株式等にかかる株主、投資主、優先出資者、新株予約権付社債権者、新株予約権者、新投資口予約権者もしくは受益者として記載もしくは記録されているとき、お客様が他の加入者による特別株主の申出、特別投資主の申出、特別優先出資者の申出もしくは特別受益者の申出における特別株主、特別投資主、特別優先出資者もしくは特別受益者であるときまたはお客様が他の加入者による反対株主の通知、反対投資主の通知、反対新株予約権付社債権者の通知、反対新株予約権者の通知もしくは反対新投資口予約権者の通知における反対株主、反対投資主、反対新株予約権付社債権者、反対新株予約権者もしくは反対新投資口予約権者であるとき

- 3 お客様の振替決済口座の解約の申請にかかわらず、当該申請後に調整株式数、調整新株予約権付社債数、調整新株予約権数、調整投資口数、調整新投資口予約権数、調整優先出資数、調整上場投資信託受益権口数<u>又は</u>調整受益権数に係る振替株式等についてお客様の振替決済口座に増加の記載<u>又</u>は記録がされる場合
- 3 前2項による振替株式等の振替手続きが遅延したときは、遅延損害金として振替が完了した日までの手数料相当額をお支払いください。この場合、売却代金等の預り金は、遅延損害金に充当しますが、不足額が生じたときは、直ちにお支払いください。
- 4 当社は、前項の不足額を引取りの日に第34条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。この場合、第34条第2項に準じて売却代金等の預り金から充当することができるものとします。

#### (解約時の取扱い)

第39条 前条に基づく解約に際しては、お客様の振替決済口座に記載<u>又は</u>記録 されている振替株式等<u>及び</u>金銭については、当社の定める方法により、お客 様のご指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、金銭により返還を行い ます。

#### (緊急措置)

**第40条** 法令の定めるところにより振替株式等の振替を求められたとき、<u>又は</u> 店舗等の火災等緊急を要するときは、当社は臨機の処置をすることができる ものとします。

(免責事項)

旧

- (3) お客様の振替決済口座の解約の申請にかかわらず、当該申請後に 調整株式数、調整新株予約権付社債数、調整新株予約権数、調整 投資口数、調整新投資口予約権数、調整優先出資数、調整上場投 資信託受益権口数<u>または</u>調整受益権数に<u>かかる</u>振替株式等につい てお客様の振替決済口座に増加の記載または記録がされる場合
- 3 前2項による振替株式等の振替手続きが遅延したときは、遅延損害金として振替が完了した日までの手数料相当額をお支払いください。この場合、売却代金等の預り金は、遅延損害金に充当しますが、不足額が生じたときは、ただちにお支払いください。
- 4 当社は、前項の不足額を引取りの日に第34条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。この場合、第34条第2項に準じて売却代金等の預り金から充当することができるものとします。

#### (解約時の取扱い)

第39条 前条に基づく解約に際しては、お客様の振替決済口座に記載<u>または</u> 記録されている振替株式等<u>および</u>金銭については、当社の定める方 法により、お客様のご指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、 金銭により返還を行います。

## (緊急措置)

第40条 法令の定めるところにより振替株式等の振替を求められたとき、<u>ま</u>たは店舗等の火災等緊急を要するときは、当社は臨機の処置をすることができるものとします。

## (免責事項)

- **第41条** 当社は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いませ | 第41条 当社は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いま  $h_{\alpha}$ 
  - 1 第32条第1項による届出の前に生じた損害
  - 2 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影(又は署名)を届出の印鑑(又 は署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて振替株式 等の振替又は抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、 変造その他の事故があった場合に生じた損害
  - 3 依頼書に使用された印影(又は署名)が届出の印鑑(又は署名鑑)と相違 するため、振替株式等の振替をしなかった場合に生じた損害
  - 4 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、又は当社の責めによらない 事由により記録設備の故障等が発生したため、振替株式等の振替又は抹消 に直ちには応じられない場合に生じた損害
  - 5 前号の事由により振替株式等の記録が滅失等した場合、又は第 19 条及び 第25条による償還金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害
  - 6 第40条の事由により当社が臨機の処置をした場合に生じた損害

## (振替法の施行に向けた手続き等に関する同意)

第42条 当社は、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振 | 第42条 当社は、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振 替に関する法律等の一部を改正する法律」における振替法の施行に伴い、お 客様が当社に寄託している有価証券のうち、株券等の保管及び振替に関する 法律(以下「保振法」といいます。)第2条に規定する株券等(振替法に基づ く振替制度に移行しない新株予約権付社債券を除きます。以下本条において

- せん。
  - (1) 第32条第1項による届出の前に生じた損害
  - (2) 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影(または署名) を届 出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違な いものと認めて振替株式等の振替または抹消、その他の取扱いを したうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった 場合に生じた損害
  - (3) 依頼書に使用された印影(または署名)が届出の印鑑(または署 名鑑)と相違するため、振替株式等の振替をしなかった場合に生 じた損害
  - (4) 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、または当社の責め によらない事由により記録設備の故障等が発生したため、振替株 式等の振替または抹消にただちには応じられない場合に生じた損
  - (5) 前号の事由により振替株式等の記録が滅失等した場合、または第 19条および第25条による償還金等の指定口座への入金が遅延 した場合に生じた損害
  - (6) 第40条の事由により当社が臨機の処置をした場合に生じた損害

## (振替法の施行に向けた手続き等に関する同意)

替に関する法律等の一部を改正する法律」における振替法の施行に 伴い、お客様が当社に寄託している有価証券のうち、株券等の保管 および振替に関する法律(以下「保振法」といいます。)第2条に規 定する株券等(振替法に基づく振替制度に移行しない新株予約権付

同じ。)に該当するものについて、次の第1号から第5号までに掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

- <u>1</u> 振替口座簿への記載<u>又は</u>記録に際し、振替手続き上、当社の口座(自己口) を経由して行う場合があること。
- 2 当社は、お客様が有する特例新株予約権付社債(施行日において、保振法に規定する顧客口座簿に記載<u>又は</u>記録されていたものを除きます。)について、振替法に基づく振替制度へ移行するために、お客様から当該特例新株予約権付社債のご提出を受けた場合には、イ<u>及び</u>口に掲げる諸手続き等を当社が代わって行うこと<u>並びに</u>ハからへに掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱うこと。
  - イ 機構が定めるところによる振替受入簿の記載<u>又は</u>記録に関する機構へ の申請
  - ロ その他振替法に基づく振替制度へ移行するために必要となる手続等
  - ハ 当社は、お客様から移行申請の取次ぎの委託を受けたときは、機構に対し、機構の定めるところにより当該申請を取り次ぐこと。
  - 二 特例新株予約権付社債に<u>係る</u>元利払期日の5営業日前の日から元利払期日の前営業日までの期日<u>及び</u>機構が必要と認める日においては、イに掲げる申請を<u>受け付け</u>ないこと。
  - ホ 移行前の一定期間、証券の引出しを行うことができないこと。
  - へ 振替法に基づく振替制度に移行した特例新株予約権付社債について は、振替法その他の関係法令<u>及び</u>振替機関の業務規程その他の定めに基 づき、この約款の規定により管理すること。
- 3 機構が名義書換の請求を行った機構名義の振替株式、振替投資口及び協同

旧

社債券を除きます。以下本条において同じ。)に該当するものについて、次の第1号から第5号までに掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取扱います。

- (1) 振替口座簿への記載<u>または</u>記録に際し、振替手続き上、当社の口座(自己口)を経由して行う場合があること
- (2) 当社は、お客様が有する特例新株予約権付社債(施行日において、 保振法に規定する顧客口座簿に記載<u>または</u>記録されていたものを 除きます。)について、振替法に基づく振替制度へ移行するために、 お客様から当該特例新株予約権付社債のご提出を受けた場合に は、イ<u>および</u>口に掲げる諸手続き等を当社が代わって行うこと<u>な</u> らびにハからへに掲げる事項につき、ご同意いただいたものとし て取扱うこと
  - イ 機構が定めるところによる振替受入簿の記載<u>または</u>記録に関する機構への申請
  - ロ その他振替法に基づく振替制度へ移行するために必要となる<u>手</u> 続き等
  - ハ 当社は、お客様から移行申請の取次ぎの委託を受けたときは、 機構に対し、機構の定めるところにより当該申請を取次ぐこと
  - 二 特例新株予約権付社債に<u>かかる</u>元利払期日の5営業日前の日から元利払期日の前営業日までの期日<u>および</u>機構が必要と認める日においては、イに掲げる申請を受付ないこと
  - ホ 移行前の一定期間、証券の引出しを行うことができないこと
  - へ 振替法に基づく振替制度に移行した特例新株予約権付社債については、振替法その他の関係法令<u>および</u>振替機関の業務規程その他の定めに基づき、この約款の規定により管理すること
- (3)機構が名義書換の請求を行った機構名義の振替株式、振替投資口

組織金融機関の振替優先出資であって、機構の特別口座に記載又は記録さ れた振替株式、振替投資口及び協同組織金融機関の振替優先出資について、 発行者に対し、特別口座開設について機構との共同請求を行おうとすると きには、お客様が当社から当該振替株式に係る株券、振替投資口に係る投 資証券及び協同組織金融機関の振替優先出資の優先出資証券の交付を受け た場合には、当社を経由して、機構に対し、当該請求に係る協力を依頼す ること。

- 4 当社は、施行日後1年を経過した後に、当社の定める方法によりお預りし た株券等について廃棄等の処分を行うこと。
- 5 上記のほか、当社は、振替法の施行に伴い必要となる手続きを行うこと。

#### (振替法に基づく振替制度への移行手続き等に関する同意

- 第42条の2 お客様が有する特例上場投資信託受益権について、振替法に基づ 第42条の2 く振替制度へ移行するために、お客様から当該特例上場投資信託受益権の受 益証券のご提出を受けた場合には、第1号及び第2号に掲げる諸手続き等を 当社が代わって行うこと並びに第3号から第6号までに掲げる事項につき、 ご同意いただいたものとして取り扱います。
  - 1 振替法附則第32条において準用する同法附則第14条において定められた 振替受入簿の記載又は記録に関する機構への申請
  - 2 その他振替法に基づく振替制度へ移行するため必要となる手続き等(受益 証券の提出など)
  - 3 移行前の一定期間、証券の引出しを行うことができないこと。

および協同組織金融機関の振替優先出資であって、機構の特別口 座に記載または記録された振替株式、振替投資口および協同組織 金融機関の振替優先出資について、発行者に対し、特別口座開設 について機構との共同請求を行おうとするときには、お客様が当 社から当該振替株式にかかる株券、振替投資口にかかる投資証券 および協同組織金融機関の振替優先出資の優先出資証券の交付を 受けた場合には、当社を経由して、機構に対し、当該請求にかか る協力を依頼すること

- (4) 当社は、施行日後1年を経過した後に、当社の定める方法により お預りした株券等について廃棄等の処分を行うこと
- (5) 上記のほか、当社は、振替法の施行に伴い必要となる手続きを行 うこと

#### (振替法に基づく振替制度への移行手続き等に関する同意)

お客様が有する特例上場投資信託受益権について、振替法に基づく 振替制度へ移行するために、お客様から当該特例上場投資信託受益 権の受益証券のご提出を受けた場合には、第1号および第2号に掲 げる諸手続き等を当社が代わって行うことならびに第3号から第6 号までに掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取扱いま

- (1)振替法附則第32条において準用する同法附則第14条において 定められた振替受入簿の記載または記録に関する機構への申請
- (2) その他振替法に基づく振替制度へ移行するため必要となる手続き 等(受益証券の提出等)
- (3) 移行前の一定期間、証券の引出しを行うことができないこと

- 4 振替法に基づく振替制度に移行した特例上場投資信託受益権については、 振替法その他の関係法令及び機構の業務規程その他の定めに基づき、この 約款の規定により管理すること。
- 5 機構が必要と認める日においては、第1号に掲げる申請を受け付けないこ
- 6 振替口座簿への記載又は記録に際し、振替手続き上、当社の口座(自己口) を経由して行う場合があること。

#### (振替法に基づく振替制度への移行手続き等に関する同意

- 第42条の3 「信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」第61条 | 第42条の3 の規定による振替法の一部改正の施行に伴い、お客様が有する特例受益権に ついて、振替法に基づく振替制度へ移行するために、お客様から当該特例受 益権の受益証券のご提出を受けた場合には、第1号及び第2号に掲げる諸手 続き等を当社が代わって行うこと並びに第3号から第6号までに掲げる事項 につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。
  - 1 振替受入簿の記載又は記録に関する機構への申請
  - 2 その他振替法に基づく振替制度へ移行するため必要となる手続き等(受益 証券の提出など)
  - 3 移行前の一定期間、証券の引出しを行うことができないこと。
  - 4 振替法に基づく振替制度に移行した特例受益権については、振替法その他 の関係法令及び機構の業務規程その他の定めに基づき、この約款の規定に より管理すること。
  - 5 機構が必要と認める日においては、第1号に掲げる申請を受け付けないこ と。

- (4) 振替法に基づく振替制度に移行した特例上場投資信託受益権につ いては、振替法その他の関係法令および機構の業務規程その他の 定めに基づき、この約款の規定により管理すること
- (5)機構が必要と認める日においては、第1号に掲げる申請を受け付 けないこと
- (6) 振替口座簿への記載または記録に際し、振替手続き上、当社の口 座(自己口)を経由して行う場合があること

#### (振替法に基づく振替制度への移行手続き等に関する同意)

「信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」第61条の 規定による振替法の一部改正の施行に伴い、お客様が有する特例受 益権について、振替法に基づく振替制度へ移行するために、お客様 から当該特例受益権の受益証券のご提出を受けた場合には、第1号 および第2号に掲げる諸手続き等を当社が代わって行うことならび に第3号から第6号までに掲げる事項につき、ご同意いただいたも のとして取扱います。

- (1) 振替受入簿の記載または記録に関する機構への申請
- (2) その他振替法に基づく振替制度へ移行するため必要となる手続き 等(受益証券の提出等)
- (3) 移行前の一定期間、証券の引出しを行うことができないこと
- (4)振替法に基づく振替制度に移行した特例受益権については、振替 法その他の関係法令および機構の業務規程その他の定めに基づ き、この約款の規定により管理すること
- (5)機構が必要と認める日においては、第1号に掲げる申請を受け付 けないこと

6 振替口座簿への記載又は記録に際し、振替手続き上、当社の口座(自己口) を経由して行う場合があること。

#### (この約款の変更)

第43条 この約款は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、その他 必要な事由が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されるこ とがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時 期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他 相当の方法により周知します。

#### (個人情報の取扱い)

- **第44条** お客様の個人情報(氏名、住所、生年月日、法人の場合における代表 | 第44条 お客様の個人情報(氏名、住所、生年月日、法人の場合における代 者の役職氏名、その他機構が定める事項。以下同じ。)の一部又は全部が、法 令に定める場合のほか、機構の業務規程に基づくこの約款の各規定により、 機構、機構を通じて振替株式等の発行者及び受託者並びに機構を通じて他の 口座管理機関(以下「機構等」といいます。)に提供されることがありますが、 この約款の定めにより、お客様の個人情報が機構等へ提供されることについ て同意していただいたものとして取り扱います。
- 2 米国政府及び日本政府からの要請により、当社は、お客様が外国口座税務コ

(6) 振替口座簿への記載または記録に際し、振替手続き上、当社の口 座(自己口)を経由して行う場合があること

#### (この約款の変更)

- 第43条 この約款は、法令の変更または監督官庁ならびに振替機関の指示、 その他必要な事由が生じたときに変更されることがあります。
  - (1)変更の内容がお客様の従来の権利を制限するもしくは新たな義務 を課することになる等、重要な変更があった場合には、その内容 を通知させていただきます。
  - (2) 上記にかかわらずその内容が軽微な変更であった場合は、当社の 定める方法でお知らせします。
  - (3) 本約款の条項中、当社から諾否の回答期限を定めて変更の申入れ があった場合において、お客様が所定の期間中に異議の申出をし なかったときは、その変更に同意していただいたものとさせてい ただきます。

## (個人情報等の取扱い)

- 表者の役職氏名、その他機構が定める事項。以下同じ。)の一部また は全部が、法令に定める場合のほか、機構の業務規程に基づくこの 約款の各規定により、機構、機構を通じて振替株式等の発行者およ び受託者ならびに機構を通じて他の口座管理機関(以下「機構等」 といいます。)に提供されることがありますが、この約款の定めによ り、お客様の個人情報が機構等へ提供されることについて同意して いただいたものとして取扱います。
- 米国政府および日本政府からの要請により、当社は、お客様が外国

ンプライアンス法(FATCA)上の報告対象として以下の①、②又は③に該当する場合及び該当する可能性があると当社が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報(氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報)を米国税務当局に提供することがありますが、この約款の定めにより、お客様の当該情報が米国税務当局へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。

- ① 米国における納税義務のある自然人、法人又はその他の組織
- ② 米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国 法人又はその他の組織
- ③ FATCAの枠組みに参加していない金融機関 (米国内国歳入法 1471 条 及び 1472 条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除きます。)

#### 付 則

この約款は、2019 年 6 月 15 日より適用させていただきます。ただし、第 16 条の 2 は 2019 年 7 月 16 日以降に約定した買付により適用されます。

ΙĦ

口座税務コンプライアンス法 (FATCA) 上の報告対象として以下の (1)、(2) または (3) に該当する場合および該当する可能性があると当社が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報(氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報)を米国税務当局に提供することがありますが、この約款の定めにより、お客様の当該情報が米国税務当局へ提供されることについて同意していただいたものとして取扱います。

- (1) 米国における納税義務のある自然人、法人またはその他の組織
- (2) 米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている 非米国法人またはその他の組織
- (3) FATCAの枠組みに参加していない金融機関(米国内国歳入法 1471条<u>および</u>1472条の適用上、適用外受益者として扱わ れる者を除きます。)

以上